

大学機関別認証評価

自己評価書

令和5年6月

広島大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
	領域2 内部質保証に関する基準	12
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	23
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	32
	領域5 学生の受入に関する基準	37
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	41
	基準の判断 総括表	41
	総合科学部	43
	文学部	47
	教育学部	51
	法学部	55
	経済学部	59
	理学部	63
	医学部	67
	歯学部	71
	薬学部	75
	工学部	79
	生物生産学部	83
	情報科学部	87
	人間社会科学研究科	91
	先進理工系科学研究科	105
	統合生命科学研究科	118
	医系科学研究科	122
	スマートソサイエティ実践科学研究院	126

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 広島大学
- (2) 所在地 広島県東広島市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	総合科学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、生物生産学部、情報科学部
大学院課程	人間社会科学研究科、先進理工系科学研究科、統合生命科学研究科、医系科学研究科、スマートソサイエティ実践科学研究院

- (4) 学生数及び教員数（令和5年5月1日現在）

学生数	学部10,612人、大学院4,539人
教員数	専任教員数：学士課程1,468人、大学院課程2,472人、専門職学位課程33人

2 大学等の目的

●大学の目的（広島大学学則 第4条）

本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たなる知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

●大学院の目的（広島大学大学院規則 第2条）

本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

●学部の目的

01 総合科学部（広島大学総合科学部細則）

本学部は、学際性、総合性及び創造性を基本理念とし、高度教養教育をむねとする専門教育を行い、総合的知見と思考力を持つ、自主的・自立的な人材を養成する。

02 文学部（広島大学文学部細則）

本学部は、人文科学の分野における幅広い基礎学力と専門知識を有し、鋭い感性と客観的視点に基づいて現代社会を的確に見据え、その発展に貢献できる人間性豊かな個性的人材を養成することを目的とする。

03 教育学部（広島大学教育学部細則）

本学部は、教育諸問題を理論と実践の統合という視点から学際的、総合的に探究すると共に、「学習者」の視点に立つ新しい教育諸科学の教育・研究を行い、21世紀にふさわしい学校教育や学習社会づくりに貢献できる、幅広い社会的視野と豊かな課題探究力を有する指導的な人材の育成をめざす。

04 法学部（広島大学法学部細則）

本学部は、健全な社会的関心と一定の法的素養(リーガルマインド)を備えた人材を社会に送り出すために、多様な分野で応用できる基礎力として次の3つの力を養成することを目的とする。

- (1) 幅広い視野で社会問題を発見する力
- (2) 法制度の体系的理解に基づいて問題を分析する力
- (3) 論理的思考の下で具体的解決を提案する力

05 経済学部（広島大学経済学部細則）

本学部の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学問的専門性と豊かな人間性を併せ持つ指導的人材を育成し、社会の要請に応えること。
- (2) 経済学の理論・応用、歴史、政策及び経営・情報の全般にわたる基礎展開能力、問題解決能力及び課題探索能力を持つ人材を育成し、社会の発展に貢献すること。

06 理学部（広島大学理学部細則）

本学部は、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通じて、自然科学の基礎を十分に修得させ、真理探究への鋭い感性と総合的判断力を培うことによって、社会のさまざまな分野で活躍することのできる、研究者、技術者、教育者等としての素養を備えた人材を養成する。

07 医学部（広島大学医学部細則）

本学部は、医学・医療、保健、福祉の実践者にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、専門職となるための基礎的知識、技能、態度を習得し、さらには科学的思考力と創造性に富み、地域の医療にも関心が深く、かつ国際性豊かな人材を育成することを目的とする。

08 歯学部（広島大学歯学部細則）

本学部は、歯科医学・医療、口腔保健学、口腔工学に関わる基盤的・融合的教育を行うとともに、豊かな人間性及び科学的探究心を備え、国内・国際社会に貢献できる歯科医療人を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

09 薬学部（広島大学薬学部細則）

本学部は、先端的医療薬学研究と先端的創薬科学研究の遂行を通じて薬学の発展を担う人材を育成することによって、人類の健康と社会の持続的発展に貢献し、国立大学薬学部としての使命を果たすため、医療の基盤をなす医薬品等の開発や適正使用に関する基礎体系を修得し、創薬、医療薬学に関わる科学者、技術者、薬剤師の育成を目的とする。

10 工学部（広島大学工学部細則）

工学の目的は“具現化の探求”であり、もって人類の平和、発展、存続に寄与することである。すなわち、自然との調和の中で、社会における要請や課題を解決するための具体的方策を科学的な知識・技術に基づいて検討し、実現することである。

本学部は、工学上の学術や技術に関する教育・研究を推進し、工学の目的を達成するための基礎能力・応用能力とともに社会性や自律性を備えた人材を育成して豊かな社会を作ることとする。グローバル化が加速する国際情勢、ますます厳しくなる環境問題、新しい価値の創造や急速な技術革新などの社会的課題を自ら敏感に察知し、それを解決できる論理的思考力を持ち、高度情報化等の進歩に的確に対応し、かつ、成果を内外に正しく発信できるコミュニケーション能力を備えた地域、日本、世界に貢献できる人材の育成を目指す。

11 生物生産学部（広島大学生物生産学部細則）

本学部は、環境と調和した持続可能な食料生産及び生物資源の活用を目指し、生物及び環境に関わる農学領域の知の継承と創造を通して教育研究を行うことにより、この領域の科学的知識と地球規模の広い視野をもって活躍し、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

12 情報科学部（広島大学情報科学部細則）

本学部は、データ分析と情報処理のスペシャリストを養成することを目的とする。

●研究科の目的

13 人間社会科学研究科（広島大学大学院人間社会科学研究科細則）

研究科は、2つのミッションを有する。人間と社会のための諸科学を追究すること、教育による持続可能で平和な世界の構築を目指すこと、の2つである。これらに副って、人間や社会に関する深い見識と専門分野以外への強い関心を持ち、自然科学や生命科学を含む他分野の専門家と協働して将来の人類社会を創造する人材を育成する。

14 先進理工系科学研究科（広島大学大学院先進理工系科学研究科細則）

先進理工系科学専攻  
(博士課程前期)

専門分野における知識や能力を深めるだけでなく、国際性や学際性、社会実践能力を養う教育を行う。これにより、幅広く深い教養とともに、理学、工学又は情報科学及びこれらに関連する研究領域において、高度な専門性を核としながら、多分野との融合的理解力を身に付け、社会の課題解決に取り組むことのできる人材を養成する。

(博士課程後期)

専門分野における卓越した知識や能力、さらに、国際性や学際性、社会実践能力を養う教育を行う。これにより、幅広く深い教養とともに、理学、工学又は情報科学及びこれらに関連する研究領域において、高度な専門性を核としながら、多分野との融合的理解力を身に付け、次世代のリーダーとして世界水準の学術研究の推進やイノベーションの創出を担う人材を養成する。

広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻  
(修士課程)

SDGs 達成に向けた地域と世界の喫緊の課題、とりわけ、途上国の急激な都市化に伴う環境問題を中心とした開発課題に対して、環境学における持続可能な開発論を基盤にし、理工学的アプローチで研究や実務を遂行できる能力を有するとともに、大学・研究機関、政府・国際機関、民間企業、NGO 等において、他者と協働できる高いコミュニケーション能力を有し、国際的な労働市場で高い就職力(Employability)を発揮できる人材を養成する。

15 統合生命科学研究科（広島大学大学院統合生命科学研究科細則）

研究科は、発展・変革し続ける生物学・生命科学系の研究領域に迅速に適応し、他の研究分野とも柔軟に融合・連携しながら、イノベーションを創出し、基礎から応用まで、幅広い分野に対する理解と高い専門性を身につけ、グローバル社会における様々な諸課題を解決できる研究者、高度専門職業人及び教育者を養成するとともに、生物学・生命科学に関連する研究領域において、他の研究分野とも柔軟に融合・連携しながら持続可能な発展を導く科学を創出し、グローバル社会における様々な諸課題を解決するため、次の各号の能力を習得させることを目的とする。

- (1) 基礎生物学、数理科学、分子科学、生物機能学、環境科学、生物資源科学、生物生産科学、食品科学、生物工学、医科学及びこれらの関連分野や融合分野における研究能力と専門技術
- (2) 前号の研究領域において、高い専門性ととともに、基礎から応用までの異分野に対する理解力を有し、それらを融合・連携させる応用力、実践力及び課題発見能力
- (3) 科学的論理性と研究倫理の理解力、異分野への情報発信能力及び国際的・学際的なコミュニケーション能力

16 医系科学研究科（広島大学大学院医系科学研究科細則）

研究科は、医学・歯学・薬学・保健学の4分野における基盤的研究の深化と分野間の連携・融合を図り、生命医科学の急速な進歩と医療技術の高度化に迅速に対応する先端的な教育研究を推進することにより、高度な論理力と課題発見能力を持ち、従来以上に高度なチーム医療を担うことができる行動力や倫理観を備えた高度専門医療人を育成するとともに、旧来の学問分野の枠組みを超えて、複合領域や新しい領域で活躍でき、持続可能な発展を導く科学に貢献できる人材を養成することを目的とする。

17 スマートソサイエティ実践科学研究院（広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則）

研究院は、既存の学問分野(discipline)をSociety 5.0の概念に沿って系統的で戦略的に融合させたスマートソサイエティ実践科学を創出し、教育課程で学修した実践知と融合知を駆使して国際社会が直面する多様な社会的課題を解決する実践リーダーと、スマートソサイエティ実践科学を創出し、普及・牽引する革新的研究者を養成することを目的とする。

### 3 特徴

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に1949年に創設された国立の総合研究大学として、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下、世界から期待される役割をたゆまず省察しつつ、自由で平和な国際社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とする。その上で、「第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿」の基本方針を次のように定めている。

新しい平和科学の理念である「持続可能な発展を導く科学」を実践する世界トップクラスの教育研究拠点を構築し、地域社会と国際社会を繋ぐ知的拠点として、海外大学の誘致やTown（地域住民や地方自治体）とGown（大学）が協働する「Town & Gown構想」の展開により地方共創の主役を担い、多様性を育む自由で平和な国際社会の実現に貢献する「平和を希求しチャレンジする国際的教養人」を育成する。

また、変動し続ける社会において、100年後にも世界で光り輝き続ける大学であるために、教育・研究・社会貢献・医療・マネジメントのすべてで自主的・自律的な機能強化及び未来への投資を図る。研究者の自由な発想に基づく基礎研究を推進するとともに、地域から地球規模に至る社会課題の解決、とりわけSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、カーボンニュートラルやSociety5.0等の実現に資する取組を強化し、恒久平和と一人ひとりの多様な幸せ（well-being）を実現するための新たな知と価値を常に自己創成する。

#### ●教育に関する特徴

「到達目標型教育プログラムHiPROSPECTS(R)」の導入、全学必修科目「平和科目」、教養教育「世界に羽ばたく。教養の力」の実施、3階層TA制度「Hirodai TA」による学修者本位の教育などに取り組んでいる。また、情報科学部やAI・データイノベーション教育研究センターの設置、「数理・データサイエンス・AI教育強化事業」の全学展開など、あらゆる学問分野におけるDX人材の育成に注力している。卓越大学院プログラムの「ゲノム編集先端人材育成プログラム」においては、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築している。高い専門性に分野を超えた視野の獲得の両立を目指し、平成31年4月には「統合生命科学研究科」及び「医系科学研究科」を、令和2年4月には「人間社会科学研究科」及び「先進理工系科学研究科」をそれぞれ設置し、11の研究科を4研究科に再編した。さらに、令和5年4月には再編後の4研究科が緊密に連携関係し、Society 5.0の主要6研究分野からなる学際的な教育研究を特徴とする研究科等連係課程実施基本組織「スマートソサイエティ実践科学研究院」を新設した。

これらの取組により、豊かな人間性と幅広い教養、秀でた専門的知識と課題発見・解決能力を備え、自由で平和な持続的発展を可能とする国際社会の実現に貢献する人材を育成している。

#### ●研究に関する特徴

研究力強化の司令塔として「未来共創科学研究本部」を令和4年度に設置し、創発的な研究領域の創生や研究支援組織の強化等に取り組んでいる。特に基礎研究では、文部科学省の世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）に中四国地域で初めて採択された「持続可能性に寄与するキラルノット超物質拠点」が“世界から目に見える”きわめて高い研究水準を誇る研究拠点を形成するため、国内外の優秀な研究者を招へいできる環境を作り、若手育成や女性・外国人登用に注力して、学術界の国際化とダイバーシティを推進している。

さらに、半導体分野では、ナノデバイス研究所が、産学連携推進事業費補助金（地域の中核大学の産学融合拠点の整備）、次世代X-nics半導体創生拠点形成事業（ともに経済産業省）により、革新的半導体の研究開発と人材育成を行い、また、医薬品製造の人材教育や治験に当たっては、ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業（経済産業省）を実施している。

#### ●社会との連携に関する特徴

Town & Gown 構想の具現化に向け、令和3年10月にTown & Gown Officeを設置し、大学職員と、自治体及び企業からの出向者が、アンダーワンルーフで推進する体制を構築している。令和4年4月には、持続可能な社会の実現に向けた社会変革を先導する新たな地方創生モデルの構築と、イノベーション創出から社会実装までを実践するアントレプレナー人材の育成を目的に広島大学Town & Gown未来イノベーション研究所を設置した。同月、本学、東広島市及び住友商事、ソフトバンク、フジタを始めとする企業により「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」を結成し、産学官連携の体制拡大と、キャンパス内での実証研究を地域社会に展開する環境整備が進展した。

また、東広島市と市内の他大学との間でも、Town & Gown Office（準備室）が立ち上がっており、本学におけるTown & Gown構想の取組の波及効果として横展開につながっている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	<a href="#">1-1-1-01 設置計画の概要 H30総合科学部国際共創学科</a>		
	<a href="#">1-1-1-02 設置計画の概要 H30工学部</a>		
	<a href="#">1-1-1-03 基本計画書 H30情報科学部</a>		
	<a href="#">1-1-1-04 設置計画の概要 H31統合生命科学研究科</a>		
	<a href="#">1-1-1-05 設置計画の概要 H31医系科学研究科</a>		
	<a href="#">1-1-1-06 基本計画書 R02人間社会科学研究科</a>		
	<a href="#">1-1-1-07 基本計画書 R02人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻</a>		
	<a href="#">1-1-1-08 基本計画書 R02先進理工系科学研究科</a>		
	<a href="#">1-1-1-09 基本計画書 R02先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻</a>		
	<a href="#">1-1-1-10 基本計画書 R05スマートソサイエティ実践科学研究院</a>		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 ・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
	<a href="#">1-1-1-11 広島大学(大学院人間社会科学研究科)及び広島大学(法学部)の法曹養成連携協定の変更協定</a>		
<a href="#">1-1-1-12 広島大学大学院人間社会科学研究科及び香川大学法学部の法曹養成連携協定</a>			
・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知			

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【平成30年4月 総合科学部国際共創学科】  
 現代社会の有している様々な問題は、国境や地域を超えて地球全体に広がり、相互に複雑かつ重層的な関係性を成しており、このような問題の原因の究明と解決には、地球的視点での取組が求められる。このことから、国家や民族の違いを超えて人々が交流するとともに、文化や宗教の多様性を互いに受容して、国際社会の抱える地球的問題や課題を文系・理系の枠を超えた広い視点から総合的・学際的に思考し、協動的に共に考え、新しい国際社会と秩序の創造を实践できる人材を育成することを目的とし、平成30年に設置した。



<p>【平成30年4月 工学部第一類・第二類・第四類】 中国・四国地区には自動車・航空機関連産業や造船業を始めとする世界を代表する輸送機器関連企業など、多くの製造業が集積しており、この分野の教育・研究を強化することは本学が世界に展開するための重要なミッションである。第一類と第四類に分散していたこの分野の教育・研究資源を集中させることにより、先端的な要素技術と、システムの統合化技術の双方を兼ね備えた時代の求める工学系人材を輩出することを目的とし、平成30年4月に改組した。また、電気電子・システム情報系の第二類では、情報科学部の新設に伴い、情報系に特化した教育プログラムがなくなる一方で、電気電子系システムの設計・運用・管理に必須の項目である情報技術の教育を補充・強化し、電気電子・システム情報系の総合的な知見を有する応用力のある人材の育成を行う教育システムを構築した。</p>
<p>【平成30年4月 情報科学部】 急速な情報化が進む中で、「ビッグデータ」等の膨大な情報・データを効率的に処理分析し、エビデンスに基づいた組織戦略及び立案を担える人材は、国内外の企業組織のみならず、政府等公的機関、初中等教育機関、非営利組織、シンクタンク等においても強く求められている。インフォマティクス（情報学）とデータサイエンスの基礎から応用までを学部の段階から体系的に学ぶことで、あらゆる分野における研究・開発上の新たなブレイクスルーに繋がることが期待でき、学部教育の初期においてこれらの幅広い知識とスキルを習得し、さらにインフォマティクスまたはデータサイエンスについて深い見識と理解を有するスペシャリストを養成することを目的とし、平成30年に設置した。</p>
<p>【平成31年4月 大学院統合生命科学研究科】 理学、工学、農学、医学の各分野において細分化が進んでいる生物学・生命科学を有機的につなぎ、次代を担う学生が、ある一つの事象を深掘りするだけでなく俯瞰的な知識と能力を身に付け、いろいろな角度からの幅広い発想で、柔軟性をもって基礎から応用までの生物学・生命科学を学び、さらに関連した領域も統合的に学ぶことにより、新しい発想の研究力を高めることを目的とし、既存の総合科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、生物圏科学研究科、これら4研究科の生物学・生命科学を再編・統合し、生物学・生命科学の一つの研究科・専攻として、平成31年に設置した。</p>
<p>【平成31年4月 大学院医系科学研究科】 健康寿命の延伸、放射線障害に対する医療など、社会からの要請に応えるべく、医学・歯学・薬学・保健学分野における基盤的研究の深化とこれら分野間の連携・融合のさらなる強化を図り、生命医学の急速な進歩と医療技術の高度化に迅速に対応する先端的な教育研究を推進することで、高度なチーム医療を担うことができる高度専門医療人や、旧来の学問分野の枠組みを超えて、複合領域や新しい領域で活躍でき、「持続可能な発展を導く科学」に貢献できる人材を育成することを目的とし、平成31年に設置した。</p>
<p>【令和2年4月 大学院人間社会科学研究科】 体系的・組織的教育、教員と学生の限定的・固定的関係、修了者のキャリアパスという課題を解決しつつ、既存の学問分野に加えて、専門分野以外への関心を深め、他分野の専門家と価値を共有しつつ、協働してその実現に取り組むことのできる人材を育成することを目的とし、既存の総合科学研究科、文学研究科、教育学研究科、社会科学研究科、国際協力研究科及び法務研究科、これら6研究科の人文科学分野、社会科学分野及び教員養成分野を再編・統合し、令和2年に設置した。</p>
<p>【令和2年4月 大学院先進理工系科学研究科】 基礎・基盤的な教育研究を礎に、科学的論理性を追求する思考力を常に高め前進すると同時に、立ちほだかる課題に自ら取り組み自ら解決し、イノベーション創出につなげることができる人材を養成することを目的とし、既存の総合科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科及び国際協力研究科、これら5研究科の理学・工学系分野を再編・統合し、令和2年に設置した。</p>
<p>【令和2年10月 大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻】 持続可能な開発目標SDGs の実現への課題解決を目指し、貧困削減のための公共政策、経済分析、社会科学分析等の社会科学的アプローチによる「開発学における国際協力論」を専門分野とし、同時に設置した大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻と、各専攻でそれぞれの専門及び関係領域を学び、その上で、社会科学系の学生と理工学系の学生が同じ教室で学び、相互に異なった視野や考え方に接し、社会科学系や理工学系といった枠を超えた他分野への理解を促す学びを通して、自身の専門性に軸足を置きつつ、他分野を専門とする他者と協働できる高いコミュニケーション能力を持つ人材を育成することを目的とし、令和2年に設置した。</p>
<p>【令和2年10月 大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻】 持続可能な開発目標SDGs の実現への課題解決を目指し、環境的に持続可能な開発（環境持続可能性）にかかる課題解決のための技術や自然科学を扱う理工学的アプローチによる「環境学における持続可能な開発論」を専門分野とし、同時に設置した大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻と、各専攻でそれぞれの専門及び関係領域を学び、その上で、社会科学系の学生と理工学系の学生が同じ教室で学び、相互に異なった視野や考え方に接し、社会科学系や理工学系といった枠を超えた他分野への理解を促す学びを通して、自身の専門性に軸足を置きつつ、他分野を専門とする他者と協働できる高いコミュニケーション能力を持つ人材を育成することを目的とし、令和2年に設置した。</p>
<p>【令和5年4月 大学院スマートソサイエティ実践科学研究院】 我が国の強みであるデータサイエンス、人工知能、ロボット工学といったデジタル社会基盤の上に、経済発展とその発展に伴う社会的課題であるモビリティ、エネルギー、食糧、健康、環境、持続可能な産業に関わる政策科学などの高度な専門性を持つ国際機関職員の養成ニーズが高まっている。地球全体から地域コミュニティに至るまでの多様な人類社会において、歴史や文化の異なる社会的課題に柔軟に対応する制度の構築や技術を開発し、これらを実装することでスマートソサイエティの実現を担うグローバル人材を養成することを目的とし、令和5年に設置した。</p>
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1</a>		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	<a href="#">1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
[分析項目1-2-2] 優れた大学教員の確保・育成及び多様な人材の獲得の観点から、若手教員、女性教員、外国人教員の量的拡大を人員配置の重点事項と位置付け、様々な制度等を設けている。 若手教員では、育成助教(35歳以下)の制度を継続するとともに、令和5年度からは、育成助教の前段階として、博士課程後期修了直後やポスドク時期の若手研究者を対象とした選抜助教の制度を開始した。 また、女性教員については、第4期中期目標期間において、人事申請の単位である専門領域単位ごとに女性教員採用割合の目標値を設定しており、令和4年度の全体の女性教員採用割合は、前年度に比べて2.9ポイント増加の38.5%となっている。さらに、外国人教員の促進強化として、研究力の高い外国人教員を積極的に雇用・招聘する制度を設けている。 研究費の面でも、採用された若手教員に対して、教員へ配分する基盤研究費とは別にスタートアップ経費50万円を配分する仕組みを導入している。その他にも広島大学大学院リサーチフェローシップ制度、広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム、広島大学女性科学技術フェローシップ制度などを創設し、生活費相当額の研究専念支援金を支給するなど、研究に集中できる環境整備を行っている。			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	<a href="#">1-3-1 教員組織と教育組織の対応表</a>		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	<a href="#">1-3-1-01 広島大学学則</a>	第2章	
	<a href="#">1-3-1-02 広島大学大学院規則</a>		
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	<a href="#">1-3-1-01 広島大学学則</a>	第18条	再掲
	<a href="#">1-3-1-03 広島大学部局運営規則</a>		
	<a href="#">1-3-1-04 広島大学総合科学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-05 広島大学文学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-06 広島大学教育学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-07 広島大学法学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-08 広島大学経済学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-09 広島大学理学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-10 広島大学医学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-11 広島大学歯学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-12 広島大学薬学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-13 広島大学工学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-14 広島大学生物生産学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-15 広島大学情報科学部運営内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-16 広島大学大学院人間社会科学研究科運営内規</a>		
<a href="#">1-3-1-17 広島大学大学院先進理工系科学研究科運営内規</a>			
<a href="#">1-3-1-18 広島大学大学院統合生命科学研究科運営内規</a>			
<a href="#">1-3-1-19 広島大学大学院医系科学研究科運営内規</a>			
<a href="#">1-3-1-20 広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究所運営内規</a>			
・責任者の氏名が分かる資料			
<a href="#">1-3-1-21 学部長・研究科長一覧</a>			
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	<a href="#">1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
	・教授会等の運営規定等		
	<a href="#">1-3-2-01 広島大学総合科学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-02 広島大学文学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-03 広島大学教育学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-04 広島大学教育学部代議員会細則</a>		
<a href="#">1-3-2-05 広島大学法学部教授会内規</a>			

	<a href="#">1-3-2-06 広島大学経済学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-07 広島大学理学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-08 広島大学医学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-09 広島大学歯学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-10 広島大学薬学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-11 広島大学工学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-12 広島大学生物生産学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-13 広島大学情報科学部教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-14 広島大学大学院人間社会科学研究科教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-15 広島大学大学院人間社会科学研究科代議員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-2-16 広島大学大学院先進理工系科学研究科教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-17 広島大学大学院先進理工系科学研究科代議員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-2-18 広島大学大学院統合生命科学研究科教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-19 広島大学大学院統合生命科学研究科教授会細則</a>		
	<a href="#">1-3-2-20 広島大学大学院医系科学研究科教授会内規</a>		
	<a href="#">1-3-2-21 スマートサイエティ実践科学研究所教授会内規</a>		
【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） <a href="#">1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
	・運営規定等 <a href="#">1-3-3-01 広島大学教育研究評議会規則</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目1-3-1】 教員の所属が従来の研究科・研究院などから「学術院」に移行し、学部、研究科等の教育研究組織に配属される形になっている。教員は「教養教育その他全学に共通する教育科目及び一般選抜（入学者選抜）の分野と対応した『基礎教育領域』」と「教員の業績評価の分野と対応した『専門領域』」のそれぞれに属しており、さらに専門領域に分野の特性に応じた小領域を設定し、基礎教育領域及び専門領域のそれぞれについて、領域内訳を選択している。教員組織である「学術院」と、教育組織である「学部」「研究科」等は1対1で対応させたものにせず、総合的かつ機動的な組織体制とした。これは、重要な知的資源である教員の諸活動を大学の資源と捉え、最大限のパフォーマンスを発揮することを目的とし、教員研究組織の枠を越えて、学長のリーダーシップのもとで全教員が大学の教育研究に取り組む新たな体制を構築しているためである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） <a href="#">2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">1-3-1-01 広島大学学則</a>	第5条	再掲
	<a href="#">1-3-3-01 広島大学教育研究評議会規則</a>	第2条、第3条	再掲
	<a href="#">2-1-1-01 広島大学における内部質保証に関する規則</a>		
	<a href="#">2-1-1-02 広島大学評価委員会規則</a>		
	<a href="#">2-1-1-03 広島大学の内部質保証体制</a>		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） <a href="#">2-1-2 教育研究上の基本組織一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 広島大学における内部質保証に関する規則</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-01 広島大学教育本部規則</a>		
	<a href="#">2-1-2-02 広島大学教育本部運営内規</a>		
	<a href="#">2-1-2-03 広島大学における教育の内部質保証に関する実施要領</a>		
	<a href="#">1-3-1-03 広島大学部局運営規則</a>		再掲
	<a href="#">1-3-1-04 広島大学総合科学部運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-04 広島大学総合科学部教務委員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-1-05 広島大学文学部運営内規</a>	第11条	再掲
	<a href="#">1-3-1-06 広島大学教育学部運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-05 広島大学教育学部各種委員会細則</a>	第3章	
	<a href="#">1-3-1-07 広島大学法学部運営内規</a>		再掲
	<a href="#">1-3-1-08 広島大学経済学部運営内規</a>		再掲
	<a href="#">1-3-1-09 広島大学理学部運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-06 広島大学理学部教務委員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-1-10 広島大学医学部運営内規</a>		再掲
<a href="#">2-1-2-07 広島大学医学部長室細則</a>			
<a href="#">1-3-1-11 広島大学歯学部運営内規</a>		再掲	
<a href="#">2-1-2-08 広島大学歯学部長室細則</a>			
<a href="#">1-3-1-12 広島大学薬学部運営内規</a>		再掲	
<a href="#">2-1-2-09 広島大学薬学部長室細則</a>			
<a href="#">1-3-1-13 広島大学工学部運営内規</a>		再掲	
<a href="#">2-1-2-10 広島大学工学部教務委員会内規</a>			
<a href="#">1-3-1-14 広島大学生物生産学部運営内規</a>		再掲	

	<a href="#">2-1-2-11 広島大学生物生産学部各種委員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-1-15 広島大学情報科学部運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-12 広島大学情報科学部教務委員会内規</a>		
	<a href="#">1-3-1-16 広島大学大学院人間社会科学研究科運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-13 広島大学大学院人間社会科学研究科学務委員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-1-17 広島大学大学院先進理工系科学研究科運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-14 広島大学大学院先進理工系科学研究科各種委員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-1-18 広島大学大学院統合生命科学研究科運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-15 広島大学大学院統合生命科学研究科各種委員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-1-19 広島大学大学院医系科学研究科運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-16 広島大学大学院医系科学研究科教育委員会細則</a>		
	<a href="#">1-3-2-20 広島大学大学院医系科学研究科教授会内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-17 広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究所各種委員会細則</a>		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名称で作成されたもの）		
	<a href="#">2-1-2-18 年次報告書(人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻)</a>		
	<a href="#">2-1-2-19 年次報告書(先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻)</a>		
【分析項目2-1-3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	<a href="#">2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-3-01 広島大学施設マネジメント会議内規</a>		
	<a href="#">2-1-3-02 広島大学図書館評価委員会内規</a>		
	<a href="#">2-1-3-03 広島大学情報メディア教育研究センター規則</a>		
	<a href="#">2-1-2-01 広島大学教育本部規則</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-02 広島大学教育本部運営内規</a>		再掲
【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	<a href="#">2-1-4 研究活動等の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-4-01 広島大学学術・社会連携推進機構規則</a>		
	<a href="#">2-1-4-02 広島大学Town &amp; Gown Office規則</a>		
	<a href="#">2-1-4-03 東広島市・広島大学Town &amp; Gown構想推進協議会規約</a>		
	<a href="#">2-1-4-04 広島大学グローバル化機構規則</a>		

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
[分析項目2-1-2]、[分析項目2-1-3]	
<p>根拠資料2-1-1-01「広島大学における内部質保証に関する規則」第4条において、「理事室等の長及び部局等の長は、当該理事室等又は当該部局等の内部質保証の業務に関し、その責任を負う」ことが規定されている。これに基づき、教育の内部質保証に関する全学の責任については教育本部長が、各教育課程の責任についてはそのプログラムを開設又は総括する部局等の長が負っている。また、施設・設備については理事（財務・総務担当）が、図書館は図書館長が、情報環境は情報メディア教育研究センター長が、学生支援並びに学生の受入については教育本部長が、その内部質保証に関する責任を負っている。各内部質保証の責任者が、必要な実施要領を定め、その質保証の体制において実施した自己点検・評価の結果に基づく改善計画やその改善状況を、全学評価委員会が確認する。</p> <p>別添様式2-1-2について、本学では教養教育その他の全学に共通する教育（以下「全学共通教育」）を円滑に遂行するため、全学教育統括部を設置し、全学共通教育の質保証に取り組んでいる。一方、教育プログラムは、全学教育統括部が実施する授業科目と学部・研究科で実施する授業科目で構成され、プログラム毎にディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定めている。また、その質保証は各学部・研究科が担い、毎年度、教育プログラム毎の自己点検評価を実施していることから、別紙様式2-1-2に全学教育統括部は記載していない。</p>	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
[活動取組2-1-A] ・Town & Gown構想の推進	<a href="#">2-1-A-01_東広島市・広島大学Town &amp; Gown構想推進体制図</a>
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす	
【優れた成果が確認できる取組】	
[活動取組2-1-A] 地域課題の解決に資する科学技術イノベーションの社会実装と人材育成のための地域共創の場の形成を通じて地方創生を実現し、持続的な地域の発展と大学の進化をともに目指すTown & Gown構想を掲げ、東広島市と連携してTown & Gown Officeを令和3年10月に設置した。Town & Gown Officeは、本構想に係る本学の中期計画の主担当として、その取組の自己点検・評価及び評価結果に基づく改善を担い、従来にない緊密な地域貢献活動を実施している。本構想については、東広島市と本学が一体となって推進するため、東広島市・広島大学Town & Gown構想推進協議会を設置し、構想の実行計画案の策定及び組織間の調整を行っている。また、学内での本構想推進のため、Town & Gown構想ステアリングコミッティを設置し、学内調整を行っている。	
【改善を要する事項】	



基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類 <a href="#">1-3-1-01 広島大学学則</a>	第12条の2	再掲
	<a href="#">2-1-2-01 広島大学教育本部規則</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-02 広島大学教育本部運営内規</a>		再掲
	<a href="#">2-1-2-03 広島大学における教育の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） <a href="#">2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-2-03 広島大学における教育の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-2-01 年次報告書作成に係る手引き</a>		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） <a href="#">2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-2-3-01 広島大学における施設の内部質保証に関する実施要領</a>		
	<a href="#">2-2-3-02 広島大学図書館における内部質保証実施要領</a>		
	<a href="#">2-2-3-03 広島大学における情報環境の内部質保証に関する実施要領</a>		
	<a href="#">2-2-3-04 広島大学における学生支援の内部質保証に関する実施要領</a>		
	<a href="#">2-2-3-05 広島大学における入学者選抜の内部質保証に関する実施要領</a>		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） <a href="#">2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-2-03 広島大学における教育の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-01 広島大学における施設の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-04 広島大学における学生支援の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-4-01 学士課程教育卒業時アンケート実施要綱(令和4年度)</a>		
	<a href="#">2-2-4-02 大学院課程教育修了時アンケート実施要綱(令和4年度)</a>		
	<a href="#">2-2-4-03 学士課程授業改善アンケート実施要綱(令和4年度第1ターム-第4ターム)</a>		
	<a href="#">2-2-4-04 大学院課程授業改善アンケート実施要綱(令和4年度第1ターム-第4ターム)</a>		
	<a href="#">2-2-4-05 就職先等からの意見聴取の実施に関する申合せ</a>		
	<a href="#">2-2-4-06 「卒業生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」実施要綱</a>		
	<a href="#">2-2-4-07 「修了生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」実施要綱</a>		
	<a href="#">2-2-4-08 学生生活実態調査実施要項</a>		
	<a href="#">2-2-3-05 広島大学における入学者選抜の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
<a href="#">2-2-4-09 「入学者に関する調査」実施要項</a>			

<p>[分析項目2-2-5]                  機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） <a href="#">2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</a>		
	・ 明文化された規定類 <a href="#">2-1-2-03 広島大学における教育の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-01 広島大学における施設の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-02 広島大学図書館における内部質保証実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-03 広島大学における情報環境の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-04 広島大学における学生支援の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-05 広島大学における入学者選抜の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
<p>[分析項目2-2-6]                  機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・ 実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） <a href="#">2-2-6 実施の責任主体一覧</a>		
	・ 明文化された規定類 <a href="#">2-1-2-03 広島大学における教育の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-01 広島大学における施設の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-02 広島大学図書館における内部質保証実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-03 広島大学における情報環境の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-04 広島大学における学生支援の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-05 広島大学における入学者選抜の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
<p>[分析項目2-2-7]                  機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・ 明文化された規定類 <a href="#">2-1-2-03 広島大学における教育の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-01 広島大学における施設の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-02 広島大学図書館における内部質保証実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-03 広島大学における情報環境の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-04 広島大学における学生支援の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-2-3-05 広島大学における入学者選抜の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
<p><b>【特記事項】</b></p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。                  ■ 当該基準を満たす</p>			
<p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b></p>			
<p><b>【改善を要する事項】</b></p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧(別紙様式2-3-1)		
	<a href="#">2-3-1 計画等の進捗状況一覧</a>		
	<a href="#">2-3-1-01 各学部詳述書</a>		
	<a href="#">2-3-1-02 統合生命科学研究科履修モデル</a>		
	<a href="#">2-3-1-03 医系科学研究科 履修方法、開設単位及び授業担当教員一覧</a>		
	<a href="#">2-3-1-04 統合生命科学研究科学生便覧(論文手続き)</a>		
	<a href="#">2-3-1-05 統合生命科学研究科代議員会(レジュメ・資料)</a>		
	<a href="#">2-3-1-06 統合生命科学研究科研究題目届様式</a>		
	<a href="#">2-3-1-07 医系科学研究科HP 主要日程表</a>		
	<a href="#">2-3-1-08 医系科学研究科研究指導体制及び学位請求手続きについて</a>		
	<a href="#">2-3-1-09 令和4年度第8回教育本部教務委員会資料等(非公表)</a>		
	<a href="#">2-3-1-10 情報科学部教授会・教員会資料(成績分布)(非公表)</a>		
	<a href="#">2-3-1-11 生物生産学部学生便覧(異議申立制度)</a>		
	<a href="#">2-3-1-12 広島大学通則(抜粋)</a>		
	<a href="#">2-3-1-13 広島大学大学院規則(抜粋)</a>		
	<a href="#">2-3-1-14 広島大学学位規則(抜粋)</a>		
	<a href="#">2-3-1-15 広島大学学位規則統合生命科学研究科内規</a>		
<a href="#">2-3-1-16 入試委員会資料抜粋(大学のAP見直し関係)(非公表)</a>			
<a href="#">2-3-1-17 入試委員会資料抜粋(各研究科のAP見直し関係)(非公表)</a>			
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること(より望ましい取組として分析)	・該当する報告書等		
	<a href="#">2-1-2-03 広島大学における教育の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲
	<a href="#">2-3-2-01 年次報告書作成の手引き(学士)</a>		
	<a href="#">2-3-2-02 年次報告書作成の手引き(大学院)</a>		
	<a href="#">2-3-2-03 年次報告書作成に係る共通データ(令和3年度実績)(非公表)</a>		
	<a href="#">2-3-2-04 年次報告書(令和4年度実施分)(非公表)</a>		
	<a href="#">2-3-2-05 令和4年度部局組織評価について(非公表)</a>		
<a href="#">2-3-2-06 現況調査表(令和4年度実施分)(非公表)</a>			
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること(より望ましい取組として分析)	・該当する報告書等		
	<a href="#">2-2-4-06 「卒業生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」実施要綱</a>		再掲
	<a href="#">2-3-3-01 卒業生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査結果概要(平成27年度学部卒業生)</a>		
	<a href="#">2-3-3-02 卒業生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査結果に対する今後の方針</a>		
	<a href="#">2-2-4-08 学生生活実態調査実施要項</a>		再掲
<a href="#">2-3-3-03 令和2年度学生生活実態調査報告書</a>			
<a href="#">2-3-3-04 令和2年度学生生活実態調査における学生の声に対する大学の対応状況</a>			

	<a href="#">2-3-3-05 令和元年度部局組織評価について(非公表)</a> <a href="#">2-3-3-06 令和元年度意見交換会での意見及び提案(統合生命科学研究科)抜粋(非公表)</a> <a href="#">2-3-3-07 統合生命科学研究科での対応(2020.4.2代議員会資料)(非公表)</a> <a href="#">2-3-3-08 令和2年度大学院課程教育修了時アンケート(統合生命科学研究科)</a>		
	<p>・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。</p>		
<p>【分析項目2-3-4】            質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書</p> <p><a href="#">2-3-4-01 法科大学院認証評価(評価報告書)</a>  <a href="#">2-3-4-02 教職大学院認証評価(評価結果)</a>  <a href="#">2-3-4-03 医学教育分野別評価(評価報告書)</a>  <a href="#">2-3-4-04 薬学教育評価(評価報告書)</a></p>		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組2-3-A】            ・IRデータを活用したエビデンスベースの自己点検・評価の推進</p>	<p><a href="#">2-3-A-01 蓄積データ一覧(非公表)</a>  <a href="#">2-3-A-02 広島大学IR dashboard(非公表)</a>  <a href="#">2-3-A-03 広島大学HUIAIシステム(非公表)</a>  <a href="#">2-3-A-04 広島大学IR本部規則</a>  <a href="#">2-3-A-05 広島大学ファクトブック トップ</a>  <a href="#">2-3-A-06 広島大学ファクトブック</a></p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>【分析項目2-3-2】            毎年度教育プログラムごとに作成する自己点検評価書である「年次報告書」の作成にあたり、教育本部教育質保証委員会において、数値的なエビデンスとして有効と考えられる「共通データ」を作成・提供し、各教育組織はそれらのデータを踏まえた自己点検・評価を行っている。また、全学評価委員会が毎年度実施する部局組織評価においては、教育評価で「年次報告書」を活用しているほか、研究評価では大学改革支援・学位授与機構が定める「学部・研究科等の現況調査表（研究）」の基準及び様式を用い、研究に関するデータを収集・活用している。</p> <p>【分析項目2-3-3】            本学独自の内部質保証の取組として、全学評価委員会が実施する部局組織評価において、経営協議会学外委員と学生や教職員との意見交換会を毎年度実施している（対象者は年度により異なる）。令和元年度に設置された統合生命科学研究科の学生を対象に実施した意見交換会においては、授業における留学生への配慮が不十分であるとの指摘や、授業のオンライン化・オンデマンド化に対する要望が寄せられ、同研究科では次年度から可能な講義すべてを英語での動画によるオンデマンド講義とする方針を打ち出し実行した。この取組により、令和2年度の同研究科の修了生を対象とした修了時アンケートでは、コロナ禍による対面授業の制限の中においても、大学院で受けた教育への満足度は96%であった。</p> <p>【活動取組2-3-A】            学内外から200項目を超える多様なIRデータを蓄積し、「広島大学IR dashboard」（学内限定）において、基礎資料集として9項目を可視化、共有データとして50項目以上を学内提供している。また、本学独自の指標であるAKPI®（目標達成型重要業績指標）及びBKPI®（教員エフォート指標）については、蓄積データを集計・分析して可視化するBI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを用いて構築した「HUIAIシステム」（学内限定）に情報を集約し、さまざまな観点からの比較・分析を可能としている。さらに、第4期中期目標の着実な達成に資するべく、令和2年6月に設置したIR本部を中心としてGoogle Looker Studioを用いた広島大学ファクトブックを作成・公開し、ステークホルダーに向けた情報発信に力を入れるとともに、学内の組織の現状把握や取組の進捗確認に活用している。これらのIRデータ及び分析・可視化された情報を最大限活用して、各部局等の強み・弱みを全学に共有しつつ、学内の部局組織評価等にもこれらのIRデータを活用することで、エビデンスベースの自己点検・評価を推進している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	<a href="#">1-3-3-01 広島大学教育研究評議会規則</a>	第3条(10)	再掲
	<a href="#">2-4-1-01 広島大学役員会規則</a>	第3条(1)	
	<a href="#">1-3-1-01 広島大学学則</a>	第20条第2項	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	<a href="#">2-4-1-02 平成30年度教育研究組織整備について</a>		
	<a href="#">2-4-1-03 平成31年度教育研究組織整備について</a>		
	<a href="#">2-4-1-04 2020年度教育研究組織整備について</a>		
	<a href="#">2-4-1-05 令和2年度教育研究組織整備(国際連携専攻の設置)について</a>		
	<a href="#">2-4-1-06 2023年度教育研究組織整備について</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-4-1】 広島大学教育研究評議会規則の第3条において、教育研究に関する重要事項を審議することとしており、教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しについても審議している。なお、同事項については、広島大学学則第20条第2項の規定により、役員会においても審議している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） <a href="#">2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">1-3-1-02_広島大学学術院規則</a>		再掲
	<a href="#">2-5-1-01_広島大学人事委員会規則(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-02_広島大学教員選考基準規則(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-03_広島大学における教員選考についての基本指針(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-04_広島大学のテニュアトラック制に関する規則(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-05_広島大学の学内昇任制度に関する規則(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-06_広島大学の学内昇任制度における昇任審査及びポスト審査について(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-07_広島大学における特定専門教員及び牽引教員について(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-08_広島大学における教員の採用最低基準及びテニュア審査最低基準(分野別)並びに特定専門教員及び牽引教員の基準について(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-09_テニュア審査基準作成の基本方針及びテニュア審査基準における統一的取扱いについて(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-1-10_人事申請における専門領域別「観点・指標」の設定について(非公表)</a>		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 <a href="#">2-5-1-11_教員選考資料(採用例)(非公表)</a> <a href="#">2-5-1-12_教員選考資料(昇任例)(非公表)</a>		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） <a href="#">2-5-2 教員業績評価の実施状況</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-5-2-01_広島大学における教員の個人評価の基本方針(非公表)</a>	3 教員の個人評価方法及び処遇への反映	
	<a href="#">2-5-2-02_検証期間中における新たな教員個人評価制度による教員の個人評価について(非公表)</a>		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） <a href="#">2-5-2-03_各研究科における教員評価基準及び教員評価実施状況(非公表)</a>		

<p>[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	<a href="#">2-5-3 評価結果に基づく取組</a>		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	<a href="#">2-5-3-01 広島大学職員給与規則(非公表)</a>	第14条、第39条	
	<a href="#">2-5-3-02 業績手当(期末手当及び勤勉手当)の取扱要項(非公表)</a>	第5項	
	<a href="#">2-5-3-03 初任給、昇格及び昇給等の基準(非公表)</a>	第8章第28、第29	
	<a href="#">2-5-3-04 広島大学年俸制(Ⅰ)職員給与規則(非公表)</a>	第13条第7項、第37条第6項	
	<a href="#">2-5-3-05 年俸制(Ⅰ)職員の昇給に関する取扱要項(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-3-06 年俸制(Ⅰ)職員の業績年俸の取扱要項(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-3-07 広島大学年俸制(Ⅱ)職員給与規則(非公表)</a>	第13条第7項、第37条第6項	
	<a href="#">2-5-3-08 年俸制(Ⅱ)職員の昇給に関する取扱要項(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-3-09 年俸制(Ⅱ)職員の業績年俸の取扱要項(非公表)</a>		
	<a href="#">2-5-3-10 広島大学年俸制導入促進費対象職員給与規則(非公表)</a>	第9条	
	<a href="#">2-5-3-11 年俸制導入促進費対象職員の本給決定の取扱要項(非公表)</a>		
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）			
<a href="#">2-5-2-03 各研究科における教員評価基準及び教員評価実施状況(非公表)</a>		再掲	
<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	<a href="#">2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者（指導補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	・教育支援者、教育補助者（指導補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	<a href="#">2-5-5 教育支援者、教育補助者(指導補助者)一覧</a>		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-5-01 広島大学運営組織図</a>		
	<a href="#">2-5-5-02 広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則</a>		
	<a href="#">2-5-5-03 学術・社会連携室未来共創科学研究本部技術センターの体制図</a>		
	<a href="#">2-5-5-04 学術・社会連携室図書館部の体制図</a>		
・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の関係規定、配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料			
<a href="#">2-5-5-05 非常勤職員現員表</a>			
<a href="#">2-5-5-06 TAの活用状況について</a>			

<p>【分析項目2-5-6】                  教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者（指導補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）  <a href="#">2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</a></p> <p>・教育補助者（指導補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料  <a href="#">2-5-6-01 Hirodai TAハンドブック</a>  <a href="#">2-5-6-02 2022年OTA資格取得研修会実施要項</a>  <a href="#">2-5-6-03 2022年第1回TAセミナー「OTA・TF交流会」</a></p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-5-2】                  教員個人評価については、大学全体として「2-5-2-01 広島大学における教員の個人評価の基本方針」を策定し、これに基づき、教育活動、研究活動、外部資金獲得、社会貢献活動及び大学運営活動の5項目について、各教員が毎年自己評価を実施し、また、各部局において教員活動を点数化し、評価を行うこととしている。評価基準や評価方法は各研究科で独自に決定し、評価結果を昇給等の処遇に反映している。なお、令和2年度までに大学院は11研究科から4研究科に再編されたが、全学統一の評価基準による新たな教員個人評価制度を並行して検討していたことから、経過措置として、旧研究科単位での評価を継続している。新たな教員個人評価制度は、令和3年度（令和2年度実績分）から試行的に導入しているが、令和5年度からは希望者に対して処遇に反映することとし、制度の検証と必要に応じた見直しを実施した上で、令和7年度から全学的に適用する予定としている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			



II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和4年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 広島大学監事監査報告書(令和4年度) 3-1-1-03 会計監査人監査報告書(令和4年度)(非公表)		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 乖離理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [分析項目3-1-2] 外部資金等の獲得推進に向け、学内横断組織である外部資金獲得検討会において、大学として組織的申請を行う事業等を整理するとともに、毎月役員が出席する会議において意見交換を行うなど、積極かつ戦略的に大型競争的資金を活用した取組を構想し申請を行った結果、文部科学省の世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)に中四国地方で初めて採択されるなど、多くの大型資金を獲得した。これらの取組を実施した結果、令和4年度における受託研究等収益・補助金等収益は、平成30年度実績比で193%となった。			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	<a href="#">2-5-5-01 広島大学運営組織図</a>		再掲
	<a href="#">2-4-1-01 広島大学役員会規則</a>		再掲
	<a href="#">3-2-1-01 広島大学経営協議会規則</a>		
	<a href="#">1-3-3-01 広島大学教育研究評議会規則</a>		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	<a href="#">3-2-1-02 役職員一覧</a>		
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	<a href="#">3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧</a>		
	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	<a href="#">3-2-3 研究の実施に関する方針等一覧、研究の支援・推進制度等一覧</a>		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	<a href="#">3-2-3-01 国立大学法人広島大学第4期中期計画</a>	[1]-1、[1]-4、[10]-4	
	<a href="#">3-2-3-02 研究設備整備計画基本方針(設備整備マスタープラン)</a>		
	<a href="#">3-2-3-03 広島大学研究データ管理・公開・利活用ポリシー</a>		
	<a href="#">3-2-3-04 2018年度(第6期)広島大学研究拠点公募要領(非公表)</a>		
	<a href="#">3-2-3-05 令和3年度広島大学「特に優れた研究を行う教授職(DP)」及び「特に優れた研究を行う若手教員(DR)」公募要領(非公表)</a>		
	<a href="#">3-2-3-06 第3期(2022年度)HIRAKU-Globalプログラム選抜教員公募要領</a>		
	<a href="#">3-2-3-07 スタートアップ経費の申し込みについて(非公表)</a>		
	<a href="#">3-2-3-08 2022年度広島大学ネットワーク形成支援助成公募要領</a>		
	<a href="#">3-2-3-09 令和5年度科研費ステップアップ支援制度の実施について(非公表)</a>		
	<a href="#">3-2-3-10 令和5年度科研費申請に係る助言制度の実施について(非公表)</a>		
	<a href="#">3-2-3-11 科研費獲得道場の開催について(非公表)</a>		
	<a href="#">3-2-3-12 2022年度広島大学研究力強化に資する英文校正費一部助成制度公募要領(非公表)</a>		
	<a href="#">3-2-3-13 学内発行雑誌の英文抄録公開支援について</a>		
<a href="#">3-2-3-14 英語論文作成相談について</a>			
<a href="#">3-2-3-15 競争的研究費の直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費の支出(バイアウト制度)に係る取扱いについて(非公表)</a>			
<a href="#">3-2-3-16 競争的研究費からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の活用に関する取扱いについて(非公表)</a>			

<a href="#">3-2-3-17 共同研究費等からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の活用に関する取扱いについて(非公表)</a>		
<a href="#">3-2-3-18 共同研究契約における経費の改定について</a>		
<a href="#">3-2-3-19 広島大学共同研究講座及びグローバル共同研究講座規則</a>		
<a href="#">3-2-3-20 令和4年度広島大学女性研究者奨励賞公募要領(非公表)</a>		
<a href="#">3-2-3-21 令和4年度広島大学女性研究者特定共同研究助成公募要領(非公表)</a>		
<a href="#">3-2-3-22 令和5年度キャリア・アドバンスメント・プロジェクト(CAP)研究員公募要領</a>		
<a href="#">3-2-3-23 令和4(2022)年度研究支援員制度公募要領</a>		
<a href="#">3-2-3-24 広島大学女性研究者の研究活動再開促進のための入学料の不徴収に関する要項</a>		
<a href="#">3-2-3-25 広島大学大学院リサーチフェロシップ規則</a>		
<a href="#">3-2-3-26 広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムの実施に関する要項</a>		
<a href="#">3-2-3-27 広島大学女性科学技術フェロシップ制度の創設による次世代の積極的育成プログラム規則</a>		
<a href="#">3-2-3-28 Micron Awards 広島大学マイクロン科学技術奨励金(令和4年度)公募要領</a>		
<a href="#">3-2-3-29 広島大学フェニックス特別研究員公募要領</a>		
<a href="#">3-2-3-30 特別研究員申請に向けた説明会の開催について(非公表)</a>		
・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
<a href="#">3-2-3-31 研究拠点の成果について</a>		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[分析項目3-2-3]

研究大学強化促進事業（平成25～令和4年度）の強化方針「国際的学際・融合拠点への進化」に基づく取組の一環として、世界トップレベルの研究活動を展開できる「自立型研究拠点」、及び数年以内にその水準まで到達できるポテンシャルの高い「インキュベーション研究拠点」の学内公募を平成25年度から令和元年度まで実施した（自立型研究拠点を14拠点、インキュベーション研究拠点を28拠点認定）。これら研究拠点が獲得した主な大型外部資金は以下の通り。

- ・世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）：キラル国際研究拠点が中心となり令和4年に採択。7億円程度×10年。
- ・ムーンショット型研究開発事業：うつ病の革新的診断・治療法開発研究拠点メンバーが関わり、令和4年に採択。総額7億円上限、原則5年。
- ・共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）共創分野：ゲノム編集研究拠点を母体として設置されたゲノム編集イノベーションセンターが中心となり、令和2年に育成型に採択、令和4年に本格型に昇格。最大3.2億円/年度×最長10年度。
- ・ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業：創薬・バイオマーカー拠点が中心となり、令和4年に採択。令和9年度末までに事業完了。
- ・地方大学・地域産業創生交付金：社会実装指向型HiSENS拠点とMBR拠点のメンバーが関わり、平成30年に採択。国費上限額：7億円/年（最大5年間）。

【改善を要する事項】

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	<a href="#">3-3-1 事務組織一覧</a>		
	・根拠となる規定類		
	<a href="#">2-5-5-02 広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則</a>		再掲
	<a href="#">2-1-4-02 広島大学Town &amp; Gown Office規則</a>		再掲
	・管理運営に係る組織の組織図		
[分析項目3-3-2] 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	<a href="#">2-5-5-01 広島大学運営組織図</a>		再掲
	<a href="#">2-1-A-01 東広島市・広島大学Town &amp; Gown構想推進体制図</a>		再掲
	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	<a href="#">3-3-2 教育の国際化を推進する組織一覧</a>		
	・根拠となる規定類		
	<a href="#">2-5-5-02 広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則</a>	第8条	再掲
	<a href="#">3-3-2-01 広島大学森戸国際高等教育学院規則</a>	第3条	
	<a href="#">3-3-2-02 広島大学IDEC国際連携機構規則</a>	第3条	
	・優れた成果が分かる資料		
	<a href="#">3-3-2-03 ASUサンダーバード経営学部広島大学グローバル校(概要)</a>		
	<a href="#">3-3-2-04 大学の世界展開力強化事業の申請・採択実績</a>		
	<a href="#">3-3-2-05 平成29年度SGU中間評価結果</a>		
	<a href="#">3-3-2-06 令和2年度SGU中間評価結果</a>		
	<a href="#">3-3-2-07 森戸国際高等教育学院3+1プログラム(概要)</a>		
<a href="#">3-3-2-08 森戸国際高等教育学院北京校日本語・日本文化オンラインプログラム(概要)</a>			
<a href="#">3-3-2-09 大学院スマートソサイエティ実践科学研究所の設置(概要)</a>			
<a href="#">3-3-2-10 IDEC国際連携機構におけるエグゼクティブ教育プログラム(概要)</a>			
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【分析項目3-3-2】

国際室における取組の結果、令和2年7月に、米国アリゾナ州立大学（ASU）と、グローバル経営教育と持続可能なビジネスに焦点を当てた学士課程教育プログラムを展開する「アリゾナ州立大学/サンダーバードグローバル経営大学院—広島大学グローバル校」の設置に関する覚書を締結した。同年10月には、国立大学として初となる海外の大学のキャンパスを本学に共同設置した。令和4年4月に同校は、文部科学大臣より「外国大学日本校」の指定を受けるとともに、3名の第1期入学生を得て8月に開校。このことにより、グローバルキャンパス化の進展及び経営改革（財務基盤強化、経営力強化）への貢献に向け取り組んでいる。

また、令和2年度、3年度、4年度と連続して、大学の世界展開力強化事業に採択された。本学は平和を強みとして、それぞれ、アフリカ地域における南北アフリカの互恵的パートナーシップの構築、アジア地域におけるインクルーシブ・マインドの醸成、インド・太平洋地域におけるアジャイル・アントレプレナーシップの推進に資する学生交流を先導している。

【改善を要する事項】

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	<a href="#">3-4-1 教職協働の状況</a>		
	・根拠となる規定類		
	<a href="#">2-3-A-04 広島大学IR本部規則</a>		再掲
	<a href="#">3-4-1-01 グローバル化推進会議内規</a>		
	<a href="#">3-4-1-02 広島大学基金規則</a>		
	<a href="#">2-1-2-02 広島大学教育本部運営内規</a>		再掲
	<a href="#">3-4-1-03 広島大学グローバル化機構会議グローバル化戦略部会設置要項</a>		
	<a href="#">3-4-1-04 広島大学グローバル化機構会議グローバル化推進部会設置要項</a>		
	<a href="#">3-4-1-05 広島大学研究不正防止対策推進室細則</a>		
	<a href="#">3-4-1-06 広島大学学術・社会連携室センター等推進部門内規</a>		
	<a href="#">3-4-1-07 広島大学図書館規則</a>		
	<a href="#">3-4-1-08 広島大学出版会規則</a>		
	<a href="#">3-4-1-09 広島大学ライティングセンター運営会議内規</a>		
	<a href="#">3-4-1-10 広島大学霞部局連絡協議会内規</a>		
	<a href="#">3-4-1-11 広島大学情報セキュリティ委員会内規</a>		
	<a href="#">3-4-1-12 広島大学人材育成推進本部FD委員会内規</a>		
	<a href="#">3-4-1-13 広島大学人材育成推進本部FD委員会教育能力開発部会細則</a>		
	<a href="#">3-4-1-14 広島大学人材育成推進本部FD委員会研究能力開発部会細則</a>		
	<a href="#">3-4-1-15 広島大学人材育成推進本部FD委員会マネジメント能力開発部会細則</a>		
<a href="#">3-4-1-16 広島大学人材育成推進本部SD委員会内規</a>			
<a href="#">3-4-1-17 広島大学男女共同参画推進委員会規則</a>			
<a href="#">3-4-1-18 広島大学ハラスメント相談室規則</a>			
<a href="#">2-1-1-02 広島大学評価委員会規則</a>			再掲
<a href="#">3-4-1-19 広島大学広報企画戦略会議要項</a>			
<a href="#">3-4-1-20 広島大学ネーミングライツ事業規則</a>			
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	<a href="#">3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 <a href="#">3-5-1-01 広島大学監事監査規則</a>		
	<a href="#">3-5-1-02 広島大学監事支援室規則</a>		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） <a href="#">3-5-1-03 広島大学監事監査計画書(令和4年度)</a>		
	<a href="#">3-1-1-02 広島大学監事監査報告書(令和4年度)</a>		再掲
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） <a href="#">3-5-2-01 会計監査人監査計画概要説明書(令和4年度)(非公表)</a>		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） <a href="#">3-1-1-03 会計監査人監査報告書(令和4年度)(非公表)</a>		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） <a href="#">2-5-5-01 広島大学運営組織図</a>		再掲
	<a href="#">2-5-5-02 広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則</a>	第3条、第8条	再掲
	・ 内部監査に関する規定 <a href="#">3-5-3-01 広島大学内部監査規則</a>		
	<a href="#">3-5-3-02 広島大学内部監査実施細則(非公表)</a>		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） <a href="#">3-5-3-03 年度監査計画書(令和4年度)(非公表)</a>		
	<a href="#">3-5-3-04 年度監査報告書(令和4年度)(非公表)</a>		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） <a href="#">3-5-4-01 監事と学長とのランチミーティング(令和4年度)(非公表)</a>		
	<a href="#">3-5-4-02 会計監査人と学長とのディスカッション(令和4年度)(非公表)</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			



基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	<a href="#">3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1</a>		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） <a href="#">4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</a>		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	<a href="#">4-1-2 附属施設等一覧</a>		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	<a href="#">4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況</a>		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	<a href="#">4-1-4-01 令和4年度学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)</a>		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	<a href="#">4-1-5-01 令和4年度学術情報基盤実態調査(図書館編)</a>		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	<a href="#">4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</a>		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
	<a href="#">4-1-7 研究環境整備状況一覧</a>		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		
	<a href="#">4-1-8 社会からの期待に対応して行う活動一覧</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組4-1-A] ・ ICT環境整備による教育環境の充実と情報セキュリティマネジメントの効果的な実施	<a href="#">4-1-A-01 広島大学の重要情報システム等の事業継続計画マニュアル(非公表)</a>		
	<a href="#">4-1-A-02 広島大学キャンパスネットワークの仕組み(基本編)(非公表)</a>		
	<a href="#">4-1-A-03 遠隔授業実施に関する伝達講習会 開催実績等(非公表)</a>		

<a href="#">4-1-A-04 令和2年度大学改革推進等補助金 事業概要(取組1)成果ポンチ絵(非公表)</a>		
<a href="#">4-1-A-05 広島大学DX推進基本計画(令和2～4年度版)実施報告書(非公表)</a>		
<a href="#">4-1-A-06 平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果 国立大学法人広島大学</a>	P. 4	
<a href="#">4-1-A-07 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果 国立大学法人広島大学</a>	P. 24	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組4-1-A]

根拠資料として提出した「4-1-4-01 令和4年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）」に関連し、以下の調査項目に係る優れた成果が確認できる取組について補足する。

・(A)組織・運営体制/1 コンピュータやネットワークの管理・運用の実務を行う主たる組織：

本学の重要情報システムについて、危機発生時の損失を最小限に食い止め、速やかな復旧・回復を図ること目的として、令和3年7月に「広島大学の重要情報システムの事業継続計画に関するマニュアル」を策定した。【根拠資料：4-1-A-01】

・(B)学内LAN（学内ネットワーク）の整備状況/1 学内LAN、2 対外接続、3 無線LAN：

令和2年度に広島大学キャンパス情報ネットワーク（NINET2020）を更新し、次のとおり整備した。1) 全学レベルでの認証ネットワーク、2) 教員単位での個別ネットワーク（ファイアウォール）の提供及び申請システムによる設定の自動化、3) キャンパス間ネットワークのバックアップ回線の確保、4) 地域ネットワーク（接続事業者）によるSINETの商用プロバイダのバックアップ【根拠資料：4-1-A-02】

・(D)教育への活用/2 ネットワークを介した遠隔教育、3 講義のデジタルアーカイブ化：

コロナ禍においても講義を円滑に講義が実施できるようMicrosoft Teamsによるオンライン授業（同時双方向・オンデマンド）の活用と授業録画による振り返り可能な環境を整備すると共に、新しい動画配信方法等の使い方など教員向けに操作説明会も開催した（令和3年3月）。【根拠資料：4-1-A-03】

また、令和2年度大学改革推進等補助金「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」により、教育・学習データのデジタルプラットフォームとして、LMS（Learning Management System）を更新し、オープンソースソフトウェアを活用した利用者数に依存しない、スケーラブルで持続可能なクラウド環境に構築した。さらに、「GakuNin（学術認証フェデレーション）」による認証連携機能を導入することで、「GakuNin」参加大学等との質の高い教育用コンテンツの共用も可能とした。【根拠資料：4-1-A-04、4-1-A-05】

・(E)コンピュータやネットワークに関するポリシー/2 セキュリティポリシー(2)セキュリティ対策の実施状況）：ISMS及びISMSクラウドセキュリティ認証を取得（ISMSクラウドセキュリティ認証は国内大学唯一）し、現在も継続している（ISMS認証：8年、ISMSクラウドセキュリティ認証：6年）。この活動は、平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果及び第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果において、情報セキュリティ対策の強化に対する優れた点として、評価されている。【根拠資料：4-1-A-06、4-1-A-07】

【改善を要する事項】

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	<a href="#">4-2-1 相談・助言体制等一覧</a>			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	<a href="#">4-2-1-01 広島大学保健管理センター規則</a>			
	<a href="#">4-2-1-02 広島大学保健管理センター概要</a>			
	<a href="#">4-2-1-03 学生のためのなんでも相談窓口について</a>			
	<a href="#">4-2-1-04 教育学習支援センターについて</a>			
	<a href="#">4-2-1-05 広島大学教育室ピアサポートルーム内規</a>			
	<a href="#">4-2-1-06 グローバルキャリアデザインセンターキャリア相談について</a>			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	<a href="#">4-2-1-07 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則</a>			
	<a href="#">4-2-1-08 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則の運用指針</a>			
	<a href="#">3-4-1-18 広島大学ハラスメント相談室規則</a>			再掲
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	<a href="#">4-2-1-09 令和4年度学生生活の手引</a>			
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
<a href="#">4-2-1-10 学生のための何でも相談窓口利用実績(2022年度)(非公表)</a>				
<a href="#">4-2-1-11 教育学習支援センター相談利用実績(2022年度)</a>				
<a href="#">4-2-1-12 広島大学ピアサポートルームリーフレット</a>				
<a href="#">4-2-1-13 保健管理センター利用実績(2022年度)(非公表)</a>				
<a href="#">4-2-1-14 キャリア相談等実績(2022年度)(非公表)</a>				
<a href="#">4-2-1-15 令和4年度ハラスメント相談室実績(非公表)</a>				
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
<a href="#">4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</a>				
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）			
	<a href="#">4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</a>			
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料			
	<a href="#">4-2-3-01 留学生支援ネットワークポスター(日・英・中)</a>			
	<a href="#">4-2-3-02 外国人留学生のための手引き(英語)</a>			
<a href="#">4-2-3-03 外国人留学生のための手引き(日本語)</a>				

[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）		
	<a href="#">4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</a>		
	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	<a href="#">4-2-4-01 広島大学における対応要領を含む障害のある学生の修学支援に関する規定集</a>		
	<a href="#">4-2-4-02 教職員のためのアクセシビリティ・サポートの手引き2022</a>		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	<a href="#">4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</a>		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-01 経済支援ウェブサイト</a>		
	<a href="#">4-2-5-02 奨学金ウェブサイト</a>		
	<a href="#">4-2-5-03 広島大学フェニックス奨学制度ウェブサイト</a>		
	<a href="#">4-2-5-04 広島大学光り輝く奨学制度ウェブサイト</a>		
	<a href="#">4-2-5-05 広島大学入学前奨学制度奨学生募集通知</a>		
	<a href="#">4-2-5-06 広島大学卓越大学院プログラム奨学金募集要項</a>		
	<a href="#">4-2-5-07 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムエクセレント奨学金募集要領</a>		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-08 令和4年度各種奨学金採用状況(非公表)</a>		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-09 広島大学奨学制度に関する規則</a>		
	<a href="#">4-2-5-10 広島大学フェニックス奨学制度実施要綱</a>		
	<a href="#">4-2-5-11 広島大学光り輝く奨学制度実施要綱</a>		
	<a href="#">4-2-5-12 広島大学入学前奨学制度規則</a>		
	<a href="#">4-2-5-13 広島大学卓越大学院プログラム規則</a>	第10条	
	<a href="#">4-2-5-14 広島大学卓越大学院プログラム奨学金要項</a>		
	<a href="#">4-2-5-15 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則</a>	第10条	
	<a href="#">4-2-5-16 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムエクセレント奨学金要項</a>		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-17 広島大学授業料等免除及び猶予規則</a>		
<a href="#">4-2-5-18 広島大学入学料免除等取扱要領(非公表)</a>			
<a href="#">4-2-5-19 広島大学授業料免除等取扱要領(非公表)</a>			
<a href="#">4-2-5-20 広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則</a>			
<a href="#">4-2-5-21 広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ実施要綱(非公表)</a>			
<a href="#">4-2-5-13 広島大学卓越大学院プログラム規則</a>	第11条	再掲	
<a href="#">4-2-5-22 広島大学卓越大学院プログラム授業料免除に関する要項</a>			
<a href="#">4-2-5-15 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則</a>	第11条	再掲	
<a href="#">4-2-5-23 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム授業料免除に関する要項</a>			

	<p>・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料</p> <p><a href="#">4-2-5-24 広島大学学生宿舎規則</a></p> <p><a href="#">4-2-5-25 令和4年度池の上学生宿舎入居状況</a></p> <p>・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料</p> <p><a href="#">4-2-5-26 応急学生支援金について</a></p>	
<p><b>【特記事項】</b></p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>		
<p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b></p>		
<p>[分析項目4-2-4]</p>		
<p>本学では、修学上のアクセシビリティ（学びやすさ）に関する合理的な調整・配慮・支援を行うアクセシビリティセンターを設置しており、以下のとおり優れた成果をあげている。</p> <p>1. 平成28年度より就労移行支援事業所と連携した就職支援・SST（Social Skill Training）を開始した。このことにより精神疾患や発達障害のある学生に対する就職支援や卒業後の支援資源への接続が円滑になった。</p> <p>2. 平成29年度より、筆記通訳支援を遠隔支援に移行した。このことにより移動障壁が無くなり支援者の確保が円滑になるとともに、これまで対応が難しかった夜間主の授業にも同水準の対応ができるようになった。さらに支援を遠隔に移行したことにより、大学間での筆記通訳の連携支援を実施することが可能になった。</p> <p>3. 令和元年度より、筆記通訳支援を全面的に遠隔による音声入力に移行した。本学では独自に音声認識技術による筆記通訳の自動化レベルを①全自動（直接音声入力）②半自動（直接音声入力+誤認識修正）③一部自動（要約音声入力+誤認識編集）の3段階に分類し、これを授業毎に最適化して導入した。このことにより、支援者負担及び1講義あたりのコストを大幅に縮小することができるとともに、筆記通訳の質・量ともに大幅に向上させることが出来た。</p> <p>4. 令和元年度より、障害学生支援における学生メンター制度を拡充した自習支援を開始した。このことにより、社交不安や発達障害があり研究室に行けなかったり、同級生や先輩の助言をえることに困難がある学生、自宅での学習が困難な学生の学習支援の拡充を行うことができた。特にコロナ禍では、オンライン授業が中心になったことで生活リズムが乱れたり計画的な受講に困難のある学生において自習支援の需要が増えた。</p> <p>5. 令和2年度より、障害学生修学支援における支援委員制度を拡充しプログラム毎（学科相当）に支援委員を置く制度に移行した（※移行前は学部・研究科毎に置く制度を実施）。このことにより、よりきめ細やかな対応が可能となり、特に、支援における関係教職員による配慮・調整がよりきめ細かくなり、発達障害や精神疾患のある学生への対応が円滑になった。</p> <p>6. 令和2年度より、支援申請手続き、期末試験の特別措置申請、配慮依頼文書の通知を教職員のみがアクセスできる情報共有基盤システム上で、オンライン化した。このことにより、支援申請から配慮開始までの期間が大幅に縮小されるとともに、セキュリティが強化された。</p> <p>7. 本学アクセシビリティセンターに事務局をおく地域ネットワークUE-Net（Universal design in Education - Network）事業を平成27年度より運営し、教育のUD化に資するリソースの共有事業を展開している。特にCovid-19 パンデミック初期は、大学間でコロナ禍における障害学生支援の状況や課題・対応策について迅速に情報共有がなされるなど取組みの先進性を発揮した。会員数も平成27年度の5大学・企業・自治体から令和4年度18大学・企業・自治体に増加しており、令和5年4月現在新たに1大学が加入手続きを、1企業が加入の検討を行うなど現在も加入数を伸ばしている。 <a href="https://ue-net.jp/web/">https://ue-net.jp/web/</a></p> <p>8. 本学アクセシビリティセンターに事務局をおくアクセシビリティリーダー育成協議会（ALPC：Accessibility Leader Promotion Consortium）事業を運営・展開し、アクセシビリティ教育及び人材育成を全国で展開している。ALPCでは令和2年度より、アクセシビリティリーダー資格認定試験をIBT（Internet Based Testing）に移行するなど、事業のDX化も図っている。本学ではアクセシビリティ教育の拡充により、障害学生支援における基礎的環境整備も図っており、学内のアクセシビリティリーダー資格取得者は平成28年度～令和4年度にかけて1級64名、2級166名、オンライン・アクセシビリティ講座の受講者数は、延べ5,238名に上っている。ALPCへの参画大学も平成27年度の8大学から令和4年度には24大学に増加しており、令和5年度4月現在3大学が新たに加入手続きを行うなど現在も加入大学数を伸ばしている。</p>		
<p>[分析項目4-2-5]</p>		
<p>令和2年度に、新型コロナウイルス感染症拡大により、アルバイトなどの収入が激減して生活に困窮する学生・留学生のために、本学独自の応急学生支援金制度を全国の大学に先駆けて開始し、地域や卒業生等の賛同を得て6,631万円（1,162件）の寄附を受け入れた。令和2年4月23日から、応急学生支援金（1人当たり3万円を毎月継続的に給付）の給付を開始し、約2年間にわたり継続して学生の生活を支援した。令和4年3月9日までに支援を受けた学生は延べ1,820人に及んだ。</p>		
<p><b>【改善を要する事項】</b></p>		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料  <a href="#">5-1-1-01 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目5-2-1】 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	<a href="#">5-2-1 入学者選抜の方法一覧</a>			
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料			
	<a href="#">2-1-2-01 広島大学教育本部規則</a>	第8条	再掲	
	<a href="#">2-1-2-02 広島大学教育本部運営内規</a>	第5条、第6条	再掲	
	<a href="#">5-2-1-01 学部入学者選抜事務実施要領(規則編)(非公表)</a>			
	<a href="#">5-2-1-02 広島大学大学院における入学者選抜の実施について</a>			
	<a href="#">5-2-1-03 令和5年度学部入学者選抜事務実施要領(実務編)(非公表)</a>			
	<a href="#">5-2-1-04 令和5年度研究科入学者選抜等事務実施要領(実務編)(非公表)</a>			
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等			
	<a href="#">5-2-1-01 学部入学者選抜事務実施要領(規則編)(非公表)</a>		再掲	
	<a href="#">5-2-1-02 広島大学大学院における入学者選抜の実施について</a>		再掲	
	<a href="#">5-2-1-03 令和5年度学部入学者選抜事務実施要領(実務編)(非公表)</a>		再掲	
	<a href="#">5-2-1-04 令和5年度研究科入学者選抜等事務実施要領(実務編)(非公表)</a>		再掲	
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
<a href="#">5-2-1-01 学部入学者選抜事務実施要領(規則編)(非公表)</a>	6 一般選抜等における面接実施の取扱いについて、7 面接（口述）検査における留意事項について	再掲		
<a href="#">5-2-1-05 面接(口頭試問等)実施要領及び書類審査実施要領(非公表)</a>				
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの				
<a href="#">5-2-1-06 令和7年度広島大学入学者選抜の主な変更点</a>				
【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料			
	<a href="#">2-1-2-01 広島大学教育本部規則</a>		再掲	
	<a href="#">2-1-2-02 広島大学教育本部運営内規</a>		再掲	
	<a href="#">2-2-3-05 広島大学における入学者選抜の内部質保証に関する実施要領</a>		再掲	
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等			
<a href="#">5-2-1-06 令和7年度広島大学入学者選抜の主な変更点</a>		再掲		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				



② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2</a>		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 <a href="#">5-3-1-01 実入学者数の適正化を図る取組について</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

# 領域6 基準の判断 総括表

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	総合科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	文学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
04	法学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
05	経済学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
06	理学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
07	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
08	歯学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
09	薬学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
10	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
11	生物生産学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
12	情報科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
13	人間社会科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
14	先進理工系科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
15	統合生命科学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
16	医系科学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

17	スマートソサイエティ実践科学研究院	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	
----	-------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			



## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			



## II 基準ごとの自己評価

### 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			



II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			



II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】				

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			



II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） ・主な進学/就職先（起業者も含む）		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			



II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (00)広島大学ディプロマ・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P71~82	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 <a href="#">6-2-1-01 (00)広島大学カリキュラム・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P82~92	再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 <a href="#">6-1-1-01 (00)広島大学ディプロマ・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		再掲
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P71~82	再掲
	<a href="#">6-2-1-01 (00)広島大学カリキュラム・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		再掲
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P82~92	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）			
	<a href="#">6-3-1-01 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表1(博士課程前期)</a>			
	<a href="#">6-3-1-02 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表2(博士課程後期)</a>			
	<a href="#">6-3-1-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表3~4(専門職課程)</a>			
	<a href="#">6-3-1-04 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表5(修士課程)</a>			
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）			
	<a href="#">6-3-1-05 (00)授業科目ナンバリング</a>			
	<a href="#">6-3-1-06 (00)学問分野(分野・分科)一覧表</a>			
	<a href="#">6-3-1-01 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表1(博士課程前期)</a>			再掲
	<a href="#">6-3-1-02 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表2(博士課程後期)</a>			再掲
<a href="#">6-3-1-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表3~4(専門職課程)</a>			再掲	
<a href="#">6-3-1-04 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表5(修士課程)</a>			再掲	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果			
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定			
	<a href="#">6-3-2-01 (00)広島大学通則</a>	P5~6		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料			
	・ シラバス			
	<a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a>			
	<a href="#">6-3-2-03 (13)人間社会科学研究科 シラバス(令和5年度)</a>			
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料			
	<a href="#">6-3-2-04 (00)年次報告書作成の手引き(大学院)</a>			
	<a href="#">6-3-2-05 (13)年次報告書(人間社会科学研究科)(非公表)</a>			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第36条		
	<a href="#">6-3-3-02 (00)広島大学既修得単位等の認定に関する細則</a>			
	<a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a>	第18条		

広島大学 領域6 (13人間社会科学研究科)

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）</p>		
	<p><a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a></p>	第55条第2項	再掲
	<p><a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a></p>	第13条	再掲
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a></p>	第15条	再掲
	<p><a href="#">6-3-4-01 (13)研究題目届(人間社会科学研究科)</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-4-02 (13)人間社会科学研究科指導状況報告書</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-4-03 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程前期・専門職学位課程(教職大学院)の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-4-04 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程後期の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a></p>		
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">6-3-4-05 (00)広島大学大学院の学生のための国際学会発表支援実施要綱</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-4-06 (13)人間社会科学研究科の学生のための学会発表支援事業に関する取扱い</a></p>		
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">6-3-4-07 (13)デジタル記事「スマホのさわり心地」</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-4-08 (13)西日本視覚障害児教育合同学術交流会</a></p>		
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">6-3-4-09 (00)広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則</a></p>	3条2項	
	<p><a href="#">6-3-4-10 (00)広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則</a></p>	5条	
	<p><a href="#">6-3-4-11 (00)広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について</a></p>	P1、3～5	
	<p><a href="#">6-3-4-12 (00)博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書(申請書)</a></p>	P2	
<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>			
<p><a href="#">6-3-4-13 (13)令和4年度TA・RA実績(人間社会科学研究科)</a></p>			
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
	<p><a href="#">6-3-1-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則別表3～4(専門職課程)</a></p>		再掲
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
	<p><a href="#">6-3-5-01 (13)広島大学教職大学院四者連絡協議会設置要綱</a></p>	第3条	
	<p><a href="#">6-3-5-02 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教育課程連携協議会細則</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-5-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教育課程連携協議会概要(非公表)</a></p>		
<p><a href="#">6-3-5-04 (13)実務法学専攻履修基準表</a></p>			



<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p><a href="#">6-3-6-01 (13)広島大学法学部の法曹養成プログラムの教育課程</a></p>		
	<p><a href="#">6-3-6-02 (13)広島大学学部生の大学院授業科目の履修(早期履修)制度</a></p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p><a href="#">6-3-6-03 (13)広島大学法学部の法曹養成プログラムにおける成績評価の基準</a></p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
	<p><a href="#">6-3-6-04 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科及び広島大学法学部の法曹養成連携協定</a></p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 [分析項目6-3-4] 学位論文の作成等に係る指導に関して、他大学や産業界との連携による研究指導を実施している。事例として、他機関（研究所）における研究プロジェクトへ博士課程後期学生が参画する、博士課程前期専門科目の授業を産業界の実務者が担当する、本学と他大学の合同ゼミを定期的で開催する、博士学位論文の予備・本審査において外部審査員を登用する等の取組を行っている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <a href="#">6-4-1-01 (00)学年暦(授業スケジュール)(令和5年度)</a>		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <a href="#">6-4-1-01 (00)学年暦(授業スケジュール)(令和5年度)</a> <a href="#">6-4-2-01 (00)学年暦(授業スケジュール)/授業時間割</a> <a href="#">6-4-2-02 (00)クォーター制(4学期制)</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (13)人間社会科学研究科 シラバス(令和5年度)</a>		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (13)人間社会科学研究科 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-4-3-01 (00)広島大学シラバス(検索画面)</a> <a href="#">6-4-3-02 (00)シラバス作成時の留意事項</a> <a href="#">6-4-3-03 (00)シラバスチェックについて</a>		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) <a href="#">6-4-4 教育上主要と認める授業科目</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (13)人間社会科学研究科 シラバス(令和5年度)</a>		再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定 <a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a> <a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a>	第31条	再掲 再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 <a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a> <a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a>	第28条	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料 <a href="#">6-4-8-01 (13)教職大学院 協力校との連携の状況(非公表)</a>		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 <a href="#">6-4-9-01 (13)人間社会科学研究科 学生便覧 授業時間(東千田キャンパス)(令和4年度)</a>		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-4-2】 本学では、留学やボランティア活動といった学生の自主的な学習体験の促進や、授業を短時間で集中的に受講することによる教育効果の向上等を目的として、平成27年度から「クォーター制（4学期制）」を導入しており、ターム開講の科目は週2回・8週にわたって授業を実施する。教養教育科目については、夜間授業時間帯に開講されるものや集中科目を除き、平成30年度から全科目ターム開講へ移行した。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） <a href="#">6-5-1 履修指導の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） <a href="#">6-5-2 学習相談の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） <a href="#">6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） <a href="#">6-5-3-01 (13)インターンシップ実施状況(人間社会科学研究科)(非公表)</a>		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） <a href="#">6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 <a href="#">6-5-4-01 (13)人間社会科学研究科 シラバス(共通科目)(英文)(令和5年度)</a>		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5） <a href="#">6-5-5 国内学生海外派遣実績</a>		
	<a href="#">6-5-5-01 (13)PEACE世界展開力事業HP</a>		
	<a href="#">6-5-5-02 (13)第8回カンボジア教育研究フォローアップセミナーHP</a>		
	<a href="#">6-5-5-03 (13)博士課程前期学生のマラウイ大学訪問記事</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[分析項目6-5-5]</p> <p>令和2年度発足の人間社会研究科では、令和2年度より本研究科に在籍する学生が国内外の学会・会議で研究成果を発表する際に経費の支援を行う「人間社会科学研究科の学生のための学会発表支援事業」を策定し、研究活動の活性化を推進し研究力の強化を図っている。国外の国際学会（会議）での発表に対しては100万円（上限）を支援しており、令和4年度においては、コロナウイルス感染症の影響も薄れ、36人の支援を行ったところである。</p>
<p>【改善を要する事項】</p>

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 <a href="#">6-6-1-01 (00)学業に関する評価の取扱いについて</a>		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 <a href="#">6-3-2-03 (13)人間社会科学研究科 シラバス(令和5年度)</a>		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 <a href="#">6-6-1-02 (13)第3回人間社会科学研究科自己点検・評価委員会・資料1</a> ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 <a href="#">6-6-1-02 (13)第3回人間社会科学研究科自己点検・評価委員会・資料1</a> ・ GPA制度の目的と実施状況について分かる資料 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料 <a href="#">6-6-1-02 (13)第3回人間社会科学研究科自己点検・評価委員会・資料1</a>		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 <a href="#">6-6-4-01 (00)成績評価に対する異議申立制度フロー</a> <a href="#">6-6-4-02 (13)人間社会科学研究科学生便覧「履修手続、試験、成績等について」</a> ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 <a href="#">6-6-4-03 (00)広島大学法人文書管理規則</a> <a href="#">6-6-4-04 (00)広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則</a>		再掲
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 [分析項目6-6-3] 成績評価については、自己点検・評価委員会が提示した「成績評価等チェックシート」を基としてそれぞれのプログラムにおいてチェック項目、実施方法等を検討・策定し、一部では既に評価を試行したところである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第43条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第2条		
	<a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a>	第20条～第24条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第43条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第2条	再掲	
	<a href="#">6-3-4-03 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程前期・専門職学位課程(教職大学院)の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a>			再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	<a href="#">6-3-4-04 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程後期の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a>		再掲	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第48条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第4条～第14条	再掲	
	<a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a>	第16条～第19条	再掲	
	<a href="#">6-7-2-01 (13)広島大学学位規則人間社会科学研究科内規</a>	第3条～第17条		
	<a href="#">6-3-4-03 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程前期・専門職学位課程(教職大学院)の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a>			再掲
	<a href="#">6-3-4-04 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程後期の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a>			再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第48条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第4条～第14条	再掲	
	<a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a>	第16条～第19条	再掲	
	<a href="#">6-7-2-01 (13)広島大学学位規則人間社会科学研究科内規</a>	第3条～第17条	再掲	
	<a href="#">6-3-4-03 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程前期・専門職学位課程(教職大学院)の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a>			再掲
<a href="#">6-3-4-04 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程後期の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a>			再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	<a href="#">6-3-3-03 (13)広島大学大学院人間社会科学研究科細則</a>	第20条～第24条	再掲	

<p>【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること</p>	<p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p><a href="#">6-7-4-01 (13)令和4年度 第9回人間社会科学研究科代議員会議事要録(20220901)</a></p>		
	<p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等</p> <p><a href="#">6-3-4-03 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程前期・専門職学位課程(教職大学院)の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a></p>		再掲
	<p><a href="#">6-3-4-04 (13)人間社会科学研究科 学生便覧「博士課程後期の修士論文等作成スケジュール・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準」</a></p>		再掲
	<p><a href="#">6-7-2-01 (13)広島大学学位規則人間社会科学研究科内規</a></p>	第3条～第17条	再掲
	<p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p><a href="#">6-7-2-01 (13)広島大学学位規則人間社会科学研究科内規</a></p>	第3条～第17条	再掲
	<p>【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>	
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			



基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <a href="#">6-8-1-01 (13)人間社会科学研究科学生表彰被授与者一覧(非公表)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	<a href="#">6-8-2-01 (13)卒業後の状況調査票(学校基本調査)(人間社会科学研究科)</a>		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) <a href="#">6-8-2-02 (13)デジタル記事「つむぐ平和」</a> <a href="#">6-8-2-03 (13)デジタル記事(三原市立三原小学校教諭)</a>		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-3-01 (00)令和4年度大学院課程教育修了時アンケート実施要綱</a>		
	<a href="#">6-8-3-02 (13)令和4年度大学院課程修了時アンケート集計結果(人間社会科学研究科)</a>		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-4-01 (13)修了生からのメッセージ(マネジメントプログラム)</a>		
	<a href="#">6-8-4-02 (13)修了生インタビュー(国際教育開発プログラム)</a>		
	<a href="#">6-8-4-03 (13)修了生インタビュー(実務法学プログラム)</a>		
	<a href="#">6-8-4-04 (13)IDEC機構 Career Seminar</a>		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-5-01 (00)就職先等からの意見聴取の実施に関する申合せ</a>		
	<a href="#">6-8-5-02 (00)2022年度実施雇用主へのアンケート調査票</a>		
	<a href="#">6-8-5-03 (00)2022年度実施雇用主へのアンケート調査結果</a>		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-6-01 (00)3+1プログラム</a>		
	<a href="#">6-8-6-02 (00)日本語日本文化オンライン</a>		
	<a href="#">6-8-6-03 (00)英語力の向上</a>		
	<a href="#">6-8-6-04 (13)ザンビア特別研究プログラム</a>		
	<a href="#">6-8-6-05 (13)カンボジアJDS修了生を中心としたジャーナルの刊行</a>		

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
[分析項目6-8-4] 修了後、一定年限を経過した修了生に対する意見聴取（アンケート等）については、在学生に対する就職指導講話の講師を依頼した修了生や、修了作品展及び論文発表会に会場した修了生などを対象に、機会を捉えて実施している。			
<b>【改善を要する事項】</b>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (00)広島大学ディプロマ・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P93~102	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 <a href="#">6-2-1-01 (00)広島大学カリキュラム・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P102~115	再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 <a href="#">6-1-1-01 (00)広島大学ディプロマ・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		再掲
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P71~82	再掲
	<a href="#">6-2-1-01 (00)広島大学カリキュラム・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		再掲
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P82~92	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	<a href="#">6-3-1-01 (14)先進理工系科学研究科 学生便覧(令和5年度)</a>	P23~54、P79~93	
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	<a href="#">6-3-1-02 (00)授業科目ナンバリング</a>		
	<a href="#">6-3-1-03 (00)学問分野(分野・分科)一覧表</a>		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<a href="#">6-3-1-04 (14)先進理工系科学研究科履修モデル</a>		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	<a href="#">6-3-2-01 (00)広島大学通則</a>	P5~6	
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	<a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a>		
	<a href="#">6-3-2-03 (14)先進理工系科学研究科 シラバス(令和5年度)</a>		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	<a href="#">6-3-2-04 (00)年次報告書作成の手引き(大学院)</a>		
<a href="#">6-3-2-05 (14)年次報告書(先進理工系科学研究科)(非公表)</a>			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第36条	
	<a href="#">6-3-3-02 (00)広島大学既修得単位等の認定に関する細則</a>		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<a href="#">6-3-3-03 (14)広島大学大学院先進理工系科学研究科細則</a>	第12条	
	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第55条第2項	再掲
	<a href="#">6-3-3-03 (14)広島大学大学院先進理工系科学研究科細則</a>	第7条	再掲
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-3-03 (14)広島大学大学院先進理工系科学研究科細則</a>	第9条	再掲
	<a href="#">6-3-4-01 (14)研究題目届(先進理工系科学研究科)</a>		
	<a href="#">6-3-4-02 (14)指導状況報告書(先進理工系科学研究科)</a>		
	<a href="#">6-3-4-03 (14)修了までのスケジュール</a>		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
<a href="#">6-3-4-04 (00)広島大学大学院の学生のための国際学会発表支援実施要綱</a>			

広島大学 領域6 (14先進理工系科学研究科)

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-4-05 (14)2022年4月入学学生の指導教員について(非公表)</a>		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-4-06 (00)広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則</a>	3条2項	
	<a href="#">6-3-4-07 (00)広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則</a>	5条	
	<a href="#">6-3-4-08 (00)広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について</a>	P1、3~5	
	<a href="#">6-3-4-09 (00)博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書(申請書)</a>	P2	
	<a href="#">6-3-4-10 (14)代議員会議事録・資料4 20221116(非公表)</a>		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-4-11 (14)2022年度TA・RA実績(先進理工系科学研究科)</a>		
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <a href="#">6-4-1-01 (00)学年暦(授業スケジュール)(令和5年度)</a>		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <a href="#">6-4-1-01 (00)学年暦(授業スケジュール)(令和5年度)</a> <a href="#">6-4-2-01 (00)学年暦(授業スケジュール)/授業時間割</a> <a href="#">6-4-2-02 (00)クォーター制(4学期制)</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (14)先進理工系科学研究科 シラバス(令和5年度)</a>		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (14)先進理工系科学研究科 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-4-3-01 (00)広島大学シラバス(検索画面)</a> <a href="#">6-4-3-02 (00)シラバス作成時の留意事項</a> <a href="#">6-4-3-03 (00)シラバスチェックについて</a>		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) <a href="#">6-4-4 教育上主要と認める授業科目</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (14)先進理工系科学研究科 シラバス(令和5年度)</a>		再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 <a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a> <a href="#">6-3-3-03 (14)広島大学大学院先進理工系科学研究科細則</a>	第28条 第10条	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>	
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>	
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>	
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>	
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>【分析項目6-4-2】 本学では、留学やボランティア活動といった学生の自主的な学習体験の促進や、授業を短時間で集中的に受講することによる教育効果の向上等を目的として、平成27年度から「クォーター制（4学期制）」を導入しており、ターム開講の科目は週2回・8週にわたって授業を実施する。教養教育科目については、夜間授業時間帯に開講されるものや集中科目を除き、平成30年度から全科目ターム開講へ移行した。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		



基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） <a href="#">6-5-1 履修指導の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） <a href="#">6-5-2 学習相談の実施状況</a>		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） <a href="#">6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） <a href="#">6-5-3-01 (14)インターンシップ実施状況(先進理工系科学研究科)(非公表)</a>		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） <a href="#">6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 <a href="#">6-5-4-01 (14)先進理工系科学研究科シラバス(英文)(令和5年度)</a>		
	<a href="#">6-5-4-02 (14)先進理工系科学研究科 学生便覧(英語)(令和5年度)</a>		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5） <a href="#">6-5-5 国内学生海外派遣実績</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[分析項目6-5-5]

学生の国際コミュニケーション能力の養成のため、研究科共通科目に国際性科目を開設している。本研究科の海外インターンシップ教育事業では、2022年度は11名の学生を日本国外の大学等へ派遣した。また、広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻では、ライプツィヒ大学と共同の教育課程を編成しており、学生は、入学後の第2・第3セメスターをパートナー大学（ライプツィヒ大学又は本学）で修学することができ、2022年度は1名の学生を派遣した。

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 <a href="#">6-6-1-01 (00)学業に関する評価の取扱いについて</a>		
	[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 <a href="#">6-3-1-01 (14)先進理工系科学研究科 学生便覧(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (14)先進理工系科学研究科 シラバス(令和5年度)</a>	P235~236
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 <a href="#">6-3-4-10 (14)代議員会議事録・資料4 20221116(非公表)</a>		再掲
	・ 成績評価分布等のデータに関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 <a href="#">6-3-4-10 (14)代議員会議事録・資料4 20221116(非公表)</a>		再掲
	・ GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料 <a href="#">6-3-4-10 (14)代議員会議事録・資料4 20221116(非公表)</a>		再掲
	[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 <a href="#">6-6-4-01 (00)成績評価に対する異議申立て制度フロー</a> <a href="#">6-3-1-01 (14)先進理工系科学研究科 学生便覧(令和5年度)</a> ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ	P237
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 <a href="#">6-6-4-02 (00)広島大学法人文書管理規則</a> <a href="#">6-6-4-03 (00)広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第43条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第2条		
	<a href="#">6-3-3-03 (14)広島大学大学院先進理工系科学研究科細則</a>	第14条、第15条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第43条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第2条	再掲	
	<a href="#">6-3-3-03 (14)広島大学大学院先進理工系科学研究科細則</a>	第16条～第19条	再掲	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第48条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第4条～第14条	再掲	
	<a href="#">6-3-3-03 (14)広島大学大学院先進理工系科学研究科細則</a>	第16条～第19条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-02 (14)広島大学学位規則先進理工系科学研究科内規</a>	第3条～第15条		
	<a href="#">6-3-1-01 (14)先進理工系科学研究科 学生便覧(令和5年度)</a>	P68～70、P117～121	再掲	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第48条	再掲	
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第4条～第14条	再掲	
	[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	<a href="#">6-3-3-03 (14)広島大学大学院先進理工系科学研究科細則</a>	第16条～第19条	再掲
<a href="#">6-7-1-02 (14)広島大学学位規則先進理工系科学研究科内規</a>		第3条～第15条	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	<a href="#">6-3-1-01 (14)先進理工系科学研究科 学生便覧(令和5年度)</a>	P68～70、P117～121	再掲	
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	<a href="#">6-3-1-01 (14)先進理工系科学研究科 学生便覧(令和5年度)</a>	P23～54、P70、P79～93、P117	再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	<a href="#">6-7-4-01 (14)代議員会議事録 20220831(非公表)</a>			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	<a href="#">6-3-1-01 (14)先進理工系科学研究科 学生便覧(令和5年度)</a>	P68～70、P117～121	再掲	
	<a href="#">6-7-1-02 (14)広島大学学位規則先進理工系科学研究科内規</a>	第3条～第15条	再掲	
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	<a href="#">6-7-1-02 (14)広島大学学位規則先進理工系科学研究科内規</a>	第3条～第15条	再掲	
・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料				

<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 <a href="#">6-8-1-01 (14)各種表彰等の受賞者リスト(非公表)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) <a href="#">6-8-2-01 (14)卒業後の状況調査票(学校基本調査)(先進理工系科学研究科)</a>		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) <a href="#">6-8-2-01 (14)ロレアル-ユネスコ女性科学者 日本奨励賞</a>		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-3-01 (00)令和4年度大学院課程教育修了時アンケート実施要綱</a> <a href="#">6-8-3-02 (14)令和4年度大学院課程修了時アンケート集計結果(先進理工系科学研究科)</a>		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-4-01 (00)「修了生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」実施要綱</a>		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-5-01 (00)就職先等からの意見聴取の実施に関する申合せ</a>		
	<a href="#">6-8-5-02 (00)2022年度実施雇用主へのアンケート調査票</a> <a href="#">6-8-5-03 (00)2022年度実施雇用主へのアンケート調査結果</a>		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
	<a href="#">6-8-6-01 (00)3+1プログラム</a>		
	<a href="#">6-8-6-02 (00)日本語日本文化オンライン</a> <a href="#">6-8-6-03 (00)英語力の向上</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【分析項目6-8-6】

森戸国際高等教育学院3+1プログラム、日本語・日本文化オンラインプログラムを活用することで、本学への留学意識を高めることができた。その結果として、留学生数が年々増加している。また、学生の英語力を向上させる取組の結果、TOEIC®730点以上の学生が右肩上がりに増加しており、キャンパスの国際化に向けた取組が成果として表れている。

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			



基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	<a href="#">6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	<a href="#">6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況</a>		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	<a href="#">6-1-1-01 (00)広島大学ディプロマ・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P136~137	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			



基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 <a href="#">6-2-1-01 (00)広島大学カリキュラム・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P137~138	再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 <a href="#">6-1-1-01 (00)広島大学ディプロマ・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		再掲
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P136~137	再掲
	<a href="#">6-2-1-01 (00)広島大学カリキュラム・ポリシー(学士課程・大学院課程)</a>		再掲
	<a href="#">6-1-1-02 (00)令和4年度第8回教育本部教務委員会資料1(令和5年度生対象DP・CP(学士課程・大学院課程))</a>	P137~138	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	<a href="#">6-3-1-01 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 学生便覧(令和5年度)</a>	P34～35、P37	
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	<a href="#">6-3-1-02 (00)授業科目ナンバリング</a>		
	<a href="#">6-3-1-03 (00)学問分野(分野・分科)一覧表</a>		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<a href="#">6-3-1-01 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 学生便覧(令和5年度)</a>	P34～35、P37	再掲
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	<a href="#">6-3-2-01 (00)広島大学通則</a>	P5～6	
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	<a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a>		
	<a href="#">6-3-2-03 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 シラバス(令和5年度)</a>		
・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第36条	
	<a href="#">6-3-3-02 (00)広島大学既修得単位等の認定に関する細則</a>		
	<a href="#">6-3-3-03 (17)広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則</a>	第14条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第55条第2項	再掲
	<a href="#">6-3-3-03 (17)広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則</a>	第7条	再掲
	<a href="#">6-3-4-01 (17)大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における博士課程後期修了のためのガイドライン</a>		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-4-02 (17)大学院スマートソサイエティ実践科学研究院修了までのスケジュール(M・D)</a>		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

広島大学 領域6 (17スマートソサイエティ実践科学研究院)

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-4-03 (00)広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則</a>	3条2項	
	<a href="#">6-3-4-04 (00)広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則</a>	5条	
	<a href="#">6-3-4-05 (00)広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について</a>	P1、3～5	
	<a href="#">6-3-4-06 (00)博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書(申請書)</a>	P2	
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<b>【改善を要する事項】</b>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <a href="#">6-4-1-01 (00)学年暦(授業スケジュール)(令和5年度)</a>		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) <a href="#">6-4-1-01 (00)学年暦(授業スケジュール)(令和5年度)</a> <a href="#">6-4-2-01 (00)学年暦(授業スケジュール)/授業時間割</a> <a href="#">6-4-2-02 (00)クォーター制(4学期制)</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 シラバス(令和5年度)</a>		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-4-3-01 (00)広島大学シラバス(検索画面)</a> <a href="#">6-4-3-02 (00)シラバス作成時の留意事項</a> <a href="#">6-4-3-03 (00)シラバスチェックについて</a>		再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) <a href="#">6-4-4 教育上主要と認める授業科目</a> ・シラバス <a href="#">6-3-2-02 (00)大学院共通科目 シラバス(令和5年度)</a> <a href="#">6-3-2-03 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 シラバス(令和5年度)</a>		再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 <a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a> <a href="#">6-3-3-03 (17)広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則</a>	第28条 第10条	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-4-2】 本学では、留学やボランティア活動といった学生の自主的な学習体験の促進や、授業を短時間で集中的に受講することによる教育効果の向上等を目的として、平成27年度から「クォーター制（4学期制）」を導入しており、ターム開講の科目は週2回・8週にわたって授業を実施する。教養教育科目については、夜間授業時間帯に開講されるものや集中科目を除き、平成30年度から全科目ターム開講へ移行した。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 <a href="#">6-5-4-01 (17)Student Handbook AY2023</a>		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	<a href="#">6-6-1-01 (00)学業に関する評価の取扱いについて</a>		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	<a href="#">6-3-1-01 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 学生便覧(令和5年度)</a>	P73、第30条	再掲
	<a href="#">6-3-2-03 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 シラバス(令和5年度)</a>		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	<a href="#">6-6-4-01 (00)成績評価に対する異議申立制度フロー</a>		
	<a href="#">6-3-1-01 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 学生便覧(令和5年度)</a>	P159~160	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	<a href="#">6-6-4-02 (00)広島大学法人文書管理規則</a>		
	<a href="#">6-6-4-03 (00)広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			



基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第43条	再掲
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第2条	
	<a href="#">6-3-3-03 (17)広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則</a>	第15条、第16条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第43条	再掲
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第2条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	<a href="#">6-3-4-02 (17)大学院スマートソサイエティ実践科学研究院修了までのスケジュール(M・D)</a>		再掲
	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第48条	再掲
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第4条～第14条	再掲
	<a href="#">6-3-3-03 (17)広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則</a>	第18条～第21条	再掲
	<a href="#">6-7-1-02 (17)広島大学学位規則スマートソサイエティ実践科学研究院内規</a>	第3条～第19条	
	<a href="#">6-7-2-01 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準</a>		
	<a href="#">6-3-1-01 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 学生便覧(令和5年度)</a>	P39～44	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	<a href="#">6-3-3-01 (00)広島大学大学院規則</a>	第48条	再掲
	<a href="#">6-7-1-01 (00)広島大学学位規則</a>	第4条～第14条	再掲
	<a href="#">6-3-3-03 (17)広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則</a>	第18条～第21条	再掲
	<a href="#">6-7-1-02 (17)広島大学学位規則スマートソサイエティ実践科学研究院内規</a>	第3条～第19条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	<a href="#">6-3-4-02 (17)大学院スマートソサイエティ実践科学研究院修了までのスケジュール(M・D)</a>		再掲
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	<a href="#">6-3-1-01 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 学生便覧(令和5年度)</a>	P9、P34～36、P37～44	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	<a href="#">6-3-1-01 (17)スマートソサイエティ実践科学研究院 学生便覧(令和5年度)</a>	P9、P34～36、P37～44	再掲
	<a href="#">6-7-1-02 (17)広島大学学位規則スマートソサイエティ実践科学研究院内規</a>	第3条～第19条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	<a href="#">6-7-1-02 (17)広島大学学位規則スマートソサイエティ実践科学研究院内規</a>	第3条～第19条	再掲

<p>【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>		
<p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
【分析項目6-8-2】 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
【分析項目6-8-3】 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【分析項目6-8-4】 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
【分析項目6-8-6】 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			